平成 26 年度文部科学省委託調査

イノベーションを促進する「税制」に関する調査分析

科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」推進に関する政策課題の調査分析　報告書　分冊（1）

2015 年 3 月

株式会社三菱総合研究所

本報告書は、文部科学省委託事業による委託業務として、株式会社三菱総合研究所が実施した平成26年度「科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」推進に関する政策課題の調査分析」の成果を取りまとめたものです。

目 次

1. 本調査の目的と方法 1

1.1 調査の目的 1

1.2 調査の視点 1

1.3 調査の方法、調査対象 2

1.3.1 調査の方法 2

1.3.2 調査対象国 2

2. 調査結果のまとめ 3

2.1 イノベーションを促進する税制の全体概要 3

2.1.1 租税を取り巻く環境 3

2.1.2 イノベーションを促進する税制 4

2.2 諸外国における特徴的な税制の概要 7

2.2.1 研究開発税制および類似制度を通じたイノベーションの活性化 7

2.2.2 寄付を通じたイノベーションの活性化 7

2.2.3 エンジェル投資を通じたイノベーションの活性化 8

2.2.4 組織形態を通じたイノベーションの活性化 8

2.3 諸国・地域の関連制度の横断的比較 9

2.3.1 研究開発税制 9

2.3.2 寄付金・エンジェル税制 10

2.3.3 組織形態の相違 12

3. 調査の過程及び分析の根拠 14

3.1 関連研究レビュー 14

3.2 研究会の実施 15

3.3 諸国・地域の詳細情報 17

3.3.1 米国 17

3.3.2 英国 21

3.3.3 フランス 25

3.3.4 ドイツ 28

3.3.5 カナダ 30

3.3.6 韓国 32

3.3.7 中国 43

3.3.8 シンガポール 48

参考文献 50

1.　本調査の目的と方法

1.1　調査の目的

2013 年 12 月 17 日に総合科学技術会議（現：総合科学技術・イノベーション会議）において議論がなされた通り、現在科学技術イノベーション総合戦略でも「世界で最もイノベーションに適した国」の実現に向けた議論がなされている。他方、この実現のためには、研究費、技術開発費の補助等に係る施策に加え、税制、政策金融、公共調達、規制改革等の様々な施策ツールを総動員することが不可欠となる。こうした観点も踏まえつつ、平成 26 年には内閣府設置法が改正され、科学技術政策の司令塔である「総合科学技術会議」にイノベーション環境整備に関する事務を追加し、「総合科学技術・イノベーション会議」に拡大・発展したところ。

第 5 期科学技術基本計画期間中においては、税制、政策金融、公共調達、規制改革等の多様な科学技術イノベーション政策に対応した司令塔機能の充実強化が課題となることも想定される。それらの政策に関する具体的な姿については、司令塔組織において定常的に検討を加えていくことが重要となるが、この検討の際の論点を抽出しておくことが現時点では肝要となる。

これら多様な政策分野のうち「税制」については、「世界で最もイノベーションに適した国」の実現に資するよう、税制全般の「イノベーション指向化」を大きな政策目標と掲げながら、政策検討を行っていくことが想定される。

上記の背景に基づき、本調査では、海外主要国では整備されているが、我が国では未整備のイノベーション促進型税制について調査し、これらを我が国に導入した場合の政策効果や課題について分析を行うことを目的とする。

1.2　調査の視点

イノベーションに係わる税制としては第一に研究開発税制を挙げることができるが、これ以外にも寄付金税制・エンジェル税制や、組織形態の在り方すらイノベーションへ影響を与えうる。

そこで本調査では、我が国と海外主要国との差異として、下記１）～３）に示す事項を中心に調査を行った。

１）　研究開発税制（研究開発費に関する法人税特別措置）における「還付措置の有無」「繰越期間の長さ」の相違

２）　寄付金税制・エンジェル税制における相違

３）　会社組織形態の相違（株式会社、LLC 等（Limited Liability Company））に基づく税制の相違

調査分析に際しては、対象国又は国際機関で同様の機能を果たしている会社組織形態についても調査分析を行った。

1.3　調査の方法、調査対象

1.3.1 調査の方法

原則として文献調査により情報収集を行った。詳細な参考文献は後述する。

まず、研究開発税制に関連しては、経済産業省　産業技術環境局　技術振興課からの委託調査報告書や大手監査法人が取りまとめている報告資料をもとにとりまとめを行った上で、各国の税務当局のホームページ等でアップデートの有無の確認を行った。

また、寄付金税制・エンジェル税制については、経済産業省　経済産業政策局　企業行動課からの委託調査報告書などを参考とした上で、研究開発税制同様税務当局のホームページ等でアップデートの有無の確認を行った。

会社組織形態の相違については、後述する金融庁からの委託調査（諸外国のパートナーシップ税制に関する調査研究）等の情報源をもとに情報の整理を行った。

さらに上記結果を踏まえつつ「イノベーションを促進する税制に関する研究会」を開催し、イノベーションを促進するための税制に関する議論を行った。

1.3.2 調査対象国

仕様書に記載されている対象国のうち、関連制度のない EU を除いた 6 か国にカナダとシンガポールを加えた 8 か国を調査対象国とするとともに、比較表の作成に当たっては我が国の情報も付記することとした。

- 米国
- 英国
- フランス
- ドイツ
- カナダ
- 韓国
- 中国
- シンガポール

2.　調査結果のまとめ

2.1　イノベーションを促進する税制の全体概要

2.1.1 租税を取り巻く環境

イノベーションを促進する税制について検討を行う上で、租税根拠の議論に立ち戻ると、租税の配分原理には大別して能力説と利益説の二つを挙げることができる。ここで能力説とは、租税を国家公共の利益を維持するための義務とみなし、人々は各人の能力に応じて租税を負担することによってその義務を果たすという考え方である。これに対し利益説とは、国家の供給する財･サービスによって国民各自が受け取る利益に応じて租税を負担する考え方である。

能力説では税は担税力（担税能力）によって分配されるとしているが、ここで担税力とは実際に税負担を受け持つことができる能力を指し、所得、財産、消費などの基準でその能力が規定される。ここで近年の金融資産の推移を見てみると、図 2-1 に示すように家計および企業ともに金融資産を増加させており、いずれの主体においても担税力は向上していると見ることができる。一方で、近年課題として認識されているように、企業（民間非金融企業）の金融資産は家計と比しても急速なスピードで拡大を続けており、企業の担税力が特に顕著に向上しているとも見て取ることができる。

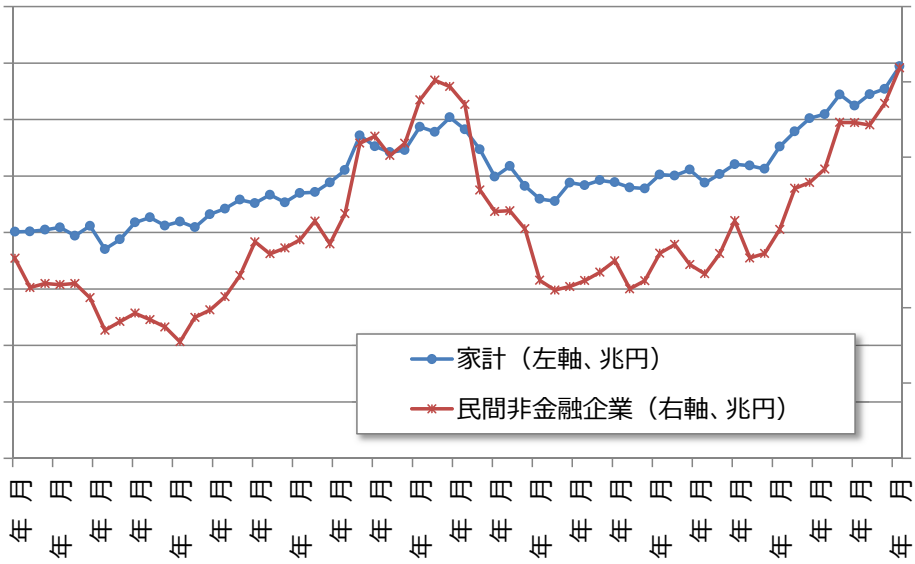

図 2-1　家計および企業の金融資産の推移

出所）日本銀行　資金循環統計より三菱総合研究所作成

一方で利益説の観点では、相続税について言及することもできる。日本において、相続税は相続人に対して課されるため、担税力を有する相続人に対する課税として捉えることもできるが、例えばアメリカのように遺族税として課される場合には傾向が異なる。遺族税では相続財産から税金を差し引き、残りを相続人で分けることとなるが、この背景には、被相続

人が相続される財を成したのが国家の供給する財・サービスによって、当該被相続人が利益を受けていたため、といった考えがある。

ここで日本における相続税での課税金額および課税人員の推移をみると（図 2-2）、課税金額自身は横ばいの推移を続けているものの課税人員は拡大傾向にある。今後は高齢化の影響により被相続人の増加が見込まれるため、相続税も今後租税環境の変化が見込まれる税の一つとして考えることができる。

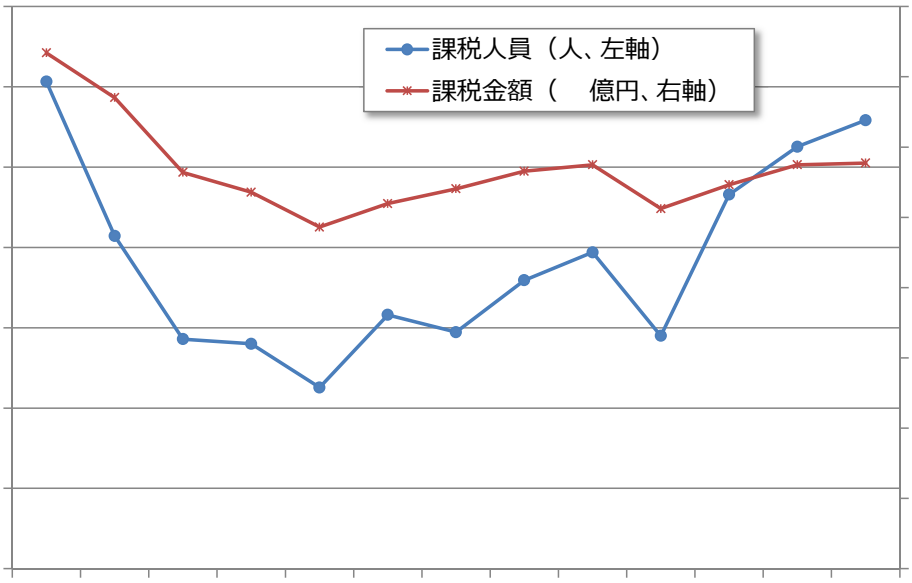

図 2-2　相続課税価格および課税人員の推移

出所）国税庁資料より三菱総合研究所作成

2.1.2 イノベーションを促進する税制

イノベーションの促進を図る上で、税制を活用するメリットおよびデメリットという観点からまずは検討を進めよう。税制を用いるメリットとしては、第一に税制というインフラを使うことができるため、追加コストを抑えることができるという点を挙げることが出来よう。また第二には、税制改正が毎年行われることにより、都度見直しができるという点も挙げられる。さらに、寄付控除という形での援助を図る場合、税の使い道を納税者が決めることにつながるといったメリットも考えることができる。ただしこの点については、行政権の侵害につながるなどの観点からデメリットとも成り得ることに留意が必要であろう。

次に税制を用いるデメリットとしては、第一には、担税力がある主体に対して課税をしないということは税の理論からは外れる結果となりかねないという点が挙げられる。また第二には、もとより赤字の企業や個人にとっては軽減すべき税がない以上、還付などの措置を講じない限りは意味を持たないという点も挙げられる。さらに前述の論点とも関連するが、寄付控除については、一般財源としての所得税あるいは法人税の性格が変容するおそれがあるという点にも留意が必要であろう。また最後に税制を用いるという特性上、きめ細かな援助を行うことは実務的に不可能であり、個々の状況に関係なく一律で税が課される／減額されるという点についても留意が必要となる。この結果として、本来の目的外の主体も税による

補助を享受する可能性が生じてしまう。

上記にて明らかなとおり、税制を用いることは単純にメリットがあるばかりではなく、様々なデメリットも加味する必要がある。これらに加え、近年話題となっている国際課税の問題（BEPS）なども留意をする必要がある。

これらの点を踏まえて、イノベーションを促進する上で税制が果たすべき役割について、その段階ごとに簡略に検討を行った。

(1) 戦略策定時

始めに国家戦略としてのイノベーション促進をどう取り組むかといった上段の概念について考える。一般的には、国家戦略としてイノベーション促進を図る際には、重点分野や主体、バリューチェーンなどを特定し、当該部分に位置づく研究の強化を図るケースなどが考えられる。

一方で、こういった文脈で税制が果たせる役割というのはあまり大きくないと考えることもできる。後述する中国のように、重点産業分野等を設定して当該分野の研究に対して税制恩典を与えるといった手法を展開している国はあるものの、このような手法は一般的ではなく、租税の原則の一つである簡素の原則からも特定の産業分野のみを優遇することは考えづらい。

他方、研究開発主体の属性に応じた税制、例えば中小企業向けの恩典を厚くし、中小企業によるもの作りを支援するという視点は考慮の対象となり得る。例えば国家戦略の一つとして、地域活性の主役としての中小企業の成長などを掲げる場合には、通常の資源配分よりも多くの経営資源を中小企業に対して配分する必要が出てくるため、税制などのような影響力の広い制度は有用となる。事実、日本を含む多くの国において中小企業向けの税制恩典は厚く設けられている。またこれ以外にも特区のような手法を通じて税制恩典を強化することなどは、同上の背景から検討の対象と入りやすい。

同様に、基盤整備の一つとしての人材育成などといったテーマも、国家戦略の一つとして位置づけることができる。イノベーションを担う人材を育て、企業や研究機関での事業／研究活動の中に定常的に組み入れていくことを促進することも、長期的にはイノベーション促進に大きく役立つ。

(2) 大学／民間企業内での研究段階

次に具体的なイノベーションに至るまでの活動に視点を移す。初めの段階は、大学や民間企業における研究活動として捉えることができる。この段階においては補助金や助成金といった給付の形態による研究促進も考えられるが、一方で給付対象を特定するためには政府などの主体が対象者を特定する（Winner-Picking）ことが必要となる。しかしながら特定した対象の研究活動が成果をあげるとは限らないため、給付の網にかからない遍く大学や企業に対してもインセンティブを与えることは有用となろう。研究開発（促進）税制とは遍く企業を対象に研究促進のインセンティブを与える取り組みであるため、本税制は Winner-Picking を補完する機能として位置づけられる。また、大学や研究機関に対する寄付制度も、寄付者による寄付先の決定を通して、政府による Winner-Picking を補完する位置づけにあるといえ

る。

(3) 企業における事業化段階

次に研究から開発・事業化といった段階に移る過程での関わりに視点を移そう。この段階では大学ではなく企業が主たるアクターとなる。この段階では、企業は知財や技術の目利きを始めとする様々な要因を検討し事業化を進める必要があるが、こういった様々な活動を適切に行うためにはその基盤となる資金が必要となる。企業が資金を集める場合には、共同研究企業、ベンチャーキャピタルや個人投資家などからの出資を受けるか、金融機関から融資を受けるかの二つの手段がある。このうちベンチャーキャピタルや個人投資家からの出資を促進する手段として、多くの国ではエンジェル税制が採用されている。このケースを前款の場合と比較すると、前款では政府による Winner-Picking を補完する機能として税制が位置づけられていたのに対し、本款ではベンチャーキャピタルや個人投資家による Winner-Picking をより強化する手段として税制が位置づいている。

この背景には市場の完全性の仮定があるものと想定されるが、市場の失敗を補完する役割として税制を含む公的なツールが役割を果たす余地を検討することは有用と考えることができる。例えば市場に Winner-Picking を任せると、短期的な収益化が可能な投資案件に過剰に資金が集まることなどが想定できる。もしこのような効果が無視できないような場合には、ベンチャー企業の長期での株式保有に対するインセンティブ付与を検討することなどが考えられ、実際にアメリカやシンガポールのエンジェル税制では、株式保有期間の条件が定められている。

(4) 収益化段階

最後に収益化段階についても検討を行う。収益化段階において最も考慮すべきポイントは、前述した国際課税の問題（BEPS）であろう。企業にとって税はコストであるため、収益を上げられるようになった段階で課税が低い国に法人を移し収益を上げることに対し、インセンティブを感じることは自然である。しかしながら租税回避の議論となると一国の政策のみではなく他国の政策にも影響を受けるため、本款では詳細な検討は行わないこととする。

(5) まとめ

イノベーションを促進する上での税制の役割には、これまでに見てきたとおり政府の失敗や市場の失敗といった、非意図的に生じうる非効率を補完する機能になることが一義的には考えられるであろう。税制はその適用範囲の広さゆえに特定の主体に対してのみ恩典を付与することには向いていないが、既存の Winner-Picking の枠組みを補完する機能として考えれば適用範囲の広さはメリットとなる。

2.2　諸外国における特徴的な税制の概要

2.2.1 研究開発税制および類似制度を通じたイノベーションの活性化

研究開発税制は日本において既に制度化されているが、関連制度に関しては制度化していないものも多い。例えば既に制度化の検討がなされたパテントボックス税制（イノベーションボックス税制）などはその最たるものとして挙げられるであろう。本税制は租税回避にも関連する税制であり、詳細な説明は他書へ譲ることとするが、OECD 租税委員会での議論なども含め今後も検討を進めて行く必然性の高い税制である。

また、上記以外でも例えばフランスにおけるイノベーション税制（Innovation Tax Credit）なども参考となる事例の一つとなろう。本税制は、研究開発税制よりもより下流の支出であるプロトタイプの作成などといった費目に着目し、当該費目に対して税制恩典を与える税制である。この税制は中小企業のみを対象として講じられているものだが、この税制によって中小企業が死の谷を渡るための開発活動を後押しすることが期待される。

さらに人材活用の促進といった観点からでは、フランスの博士号を取得した研究者に対して給与の 200％控除を認めるといった制度や、韓国の一般研究人材開発にかかる税額控除／外国人技術者に対する所得税の減免などといった制度も長期的なイノベーション促進に役立つものと考えられる。

2.2.2 寄付を通じたイノベーションの活性化

寄付を通じたイノベーションの活性化としては、制度として寄付そのものを奨励するアメリカやイギリスなどの事例と、イノベーションに直結した寄付に対してもインセンティブを与えるシンガポールの事例などを挙げることができる。

まずアメリカやイギリスの制度としては、現物での寄付を行う際に市場取引価格で損金算入のベースが評価されるといった特徴[1]を挙げることができる。イギリスではこういった現物給付の仕組みに加えて、個人向け寄付の枠組みとして、寄付金額に対する納税相当額について 寄付者ではなく慈善団体が受領できる仕組みである Gift Aid や、給与天引きによる寄付制度となる Payroll Giving などといった制度が充実している。これらの制度は 1997 年に発足した労働党政権のもとで、チャリティに対する寄付税制の改革が行われたことによって整備された制度となる。これによって煩雑な手続きを要さず寄付を行えるようになったことなどから、イギリスにおける寄付文化が醸成された。

また、シンガポールの寄付金税制では、企業が教育・研究機関に対してコンピュータ（ハード、ソフトおよび周辺機器）を寄付することに対して税制恩典を与えており、このような直接的な取り組みを設けることも寄付文化の醸成に役立つものと考えられる。

---

[1] 日本では、教育研究に直接必要な現物で、寄付者への直接の反対給付を図るものでは受配者指定寄付金の対象となる。寄付額は贈与された時点における当該資産の取得のために通常要する価額（市場価格）で算定される。市場価額よりも取得価額の方が高かった場合にはみなし譲渡課税が生じる（一部寄付では非課税だが、損金算入は取得価額と譲渡費用のみ）。

2.2.3 エンジェル投資を通じたイノベーションの活性化

エンジェル税制においては投資額に一定割合を乗じた金額などを所得控除する制度などが一般的ではあるが、米国のようにキャピタルゲイン（譲渡益）に対する個人所得税の免除などといった恩典を与えるケースや、仏国のように新規立ち上げおよび増資に対する投資に重点的な恩典を与えるケースもある。こういった制度を設けることによって、単に気に入ったベンチャー企業の株を長期保有するという視点のみではなく、キャピタルゲインをもたらす蓋然性が高いベンチャー企業に対して投資を行うといった視点を提供することにもつながるということも想定できる。

2.2.4 組織形態を通じたイノベーションの活性化

組織形態に関連しては、本報告書では特にパススルー課税が可能であり、かつ法人格を有する主体の有無に焦点を当てて議論を行っている。本項では、なぜパススルー課税が可能であり、かつ法人格を有する主体が必要であるかについてまず検討を行いたい。元来複数の法人が共同で研究・開発を行うとした場合、初期は MOU を締結した上での共同研究を行うことが一般的だが、その後事業化が視野に入ってくるとその受け皿が必要となる。事業化を行う手段として、一般的には①いずれかの法人が事業を承継して事業を実施する、もしくは②共同で事業を行う法人を設立する、のいずれかを選択することとなる。

ここで①を選択する場合は複数企業間で権利の譲渡を適切に行えばよいが、②を選択した場合には事業の受け皿としてどの組織形態を採用するのかが経営課題の一つとなり得る。単純に考えると株式会社を設立することが妥当と考えることもできるが、一方でこの場合には事業の成功確率が課題となる。株式会社を設立する場合には、研究開発に携わった複数社が出資を行うことが一義的には想定されるが、一般的に開発フェーズにあるベンチャー企業の事業成功確率は低く、結果として期待リターンが少なくなるため、各社における投資条件をクリアする可能性が低くなってしまう。

こういった状況下では、単に出資に対するリターンを得るのみではなく、パススルーといった実務上の税制恩典を享受できるかどうかが重要な意思決定要因となり得る。研究に関与した複数社がいずれも欠損法人でない場合には、当該法人で行った企業活動による費用を各法人で費用認識することによって、出資上の配当がなかったとしても税務上の恩典を受けることができる。これは投資のハードルレートを下げることに繋がるため、組織形態を工夫することによってイノベーションを活性化することは原理上可能であることがわかる。

しかしながら、現状日本においてはパススルー課税が可能であり、かつ法人格を有する主体は存在しない。これは LLP を設立した際に法人格が認められなかったことに起因しており、これによって企業間の共同研究やそれに伴う事業化の段階で実現しなかった事業が存在する可能性も否めない。

2.3　諸国・地域の関連制度の横断的比較

2.3.1 研究開発税制

各国の研究開発税制について、特に還付措置の有無および繰越期間の長さについて取りまとめた結果を以下に示す。

表 2-1　各国における研究開発税制の概要（還付措置と繰越期間）

	還付措置の有無	繰越期間の長さ	その他の特徴的な税制
日本	還付対象とならない	1 年間の繰越が認められる	―
米国	還付対象とならない	損金算入：欠損金の 2 年間の繰戻と 20 年間の繰越が認められている 税額控除：1 年間の繰戻と 20 年間の繰越が認められている	
英国	欠損法人の中小企業のみに対して還付措置が認められる	繰越期間の上限は設けられていない	パテントボックス税制
フランス	3 年間の繰越の後、税額控除繰越額の残高がある場合には、税額還付を受けることができる※1	3 年間の繰越が認められる	イノベーションボックス制度 イノベーション税制
ドイツ	研究開発税制自体が存在しない	研究開発税制自体が存在しない	
カナダ	CCPC・個人・信託：還付が認められている（CCPC のみ上限あり） CCPC 以外の法人：認められていない	3 年までの繰り戻しと 20 年後までの繰越が可能	
韓国	還付対象とならない	5 年間の繰越が認められる	
中国	還付対象とならない	法人税法上の通常の欠損金扱いとして、5 年間の繰越が認められる	技術移転に係る所得の免税
シンガポール	補助金の交付を受けることができる	繰越期間の上限は設けられていない	

※1：中小企業、 革新的な新規企業、設立後 5年以内の企業および一定の要件を満たす経営不振企業は3年の繰越期間を待つことなく直ちに還付請求をすることができる。

出所）各種資料をもとに三菱総合研究所において作成

2.3.2 寄付金・エンジェル税制

各国における寄付金税制およびエンジェル税制について取りまとめた結果を以下に示す。

表 2-2　各国における寄付金税制の概要

	控除割合／概要	上限	現物寄付等に係る特例
日本	法人：寄付金額を損金算入 個人：寄付金額の合計額-2000 円を損金算入（一部寄付先には税額控除あり）	法人:（資本金等の額×当期の月数/12 月数数額あり）＋所得の金額×得の金額×）×得の金額（一部寄付先は限度額が異なる） 個人：所得金額の 40%	市場価額評価だが、市場価額と取得価額の差分にみなし譲渡課税が生じる（一部寄付では非課税だが、損金算入は取得価額と譲渡費用のみ）
米国	法人：寄付金額を損金算入 個人：寄付金額を損金算入（現物寄付の一部で市場価額評価が認められる）	課税収入の 10% 個人：50%（指定団体への寄付、取得価額評価の場合）	現物寄付の場合市場価格での損金算入を認める
英国	寄付金額を各 Schedule 及びキャピタルゲインの合計額から控除		
フランス	寄付金額を損金算入	売上の 0.05%	
ドイツ	法人、個人ともに寄付金額を損金算入	法人：課税収入の 20%または年間売上額と支払給与の合計額の 0.4% 個人：課税所得の 20%	
カナダ	法人：寄付金額を損金算入 個人：200 カナダドル以下分…15%、200 カナダドル超分…29% の税額控除	法人、個人ともに課税収入の 75%	
韓国	法人、個人ともに寄付金額を損金算入	法定寄付金：所得額の 100% 指定寄付金:（所得金額－指摘寄付金－自社株寄付金）の 10%～30%	
中国	法人、個人ともに所定の対象（寄付金法に規定されている公益事業等）に対する寄付金を損金算入	年度利益総額の 12%	
シンガポール	法人、個人ともに寄付金額を損金算入		大学・研究機関へのコンピュータ寄付への恩典

出所）各種資料をもとに三菱総合研究所において作成

表 2-3　各国におけるエンジェル税制の概要

	控除割合		上限
	投資	キャピタルゲイン	
日本	年間投資額－2,000 円	（株式売却による損失相殺のみ対象）	総所得金額の 40％と 1,000 万円のいずれか低い方
米国		キャピタルゲイン全額が課税対象外	なし
英国	年間投資額の 30%（ETS の例）	株式譲渡時のキャピタルゲイン税の免除	年間￡100 万
フランス	年間投資額の 18％を所得控除（FCPI の例）	株式譲渡益に対する個人所得税の免除（FCPR など）	単身世帯：€1.2 万 婚姻世帯：€2.4 万
ドイツ	存在しない		—
カナダ	投資額の 15%を税額控除		5,000 カナダドル
韓国	所得に応じて 10％～100%控除		－
中国	存在しない		－
シンガポール	投資金額の 50％を所得控除		25 万シンガポールドル

出所）各種資料をもとに三菱総合研究所において作成

2.3.3 組織形態の相違

各国における組織形態の相違の中でも、特にパススルー組織形態に着目して情報を取りまとめた結果を以下に示す。

表 2-4　各国におけるパススルー組織形態の概要

	法人格を有するパススルー組織形態の有無	具体的な組織形態名
日本	△	鉱工業技術研究組合など
米国	○	S Corporation（小規模法人）、LLC（Limited Liability Corporation、有限責任会社）
英国	○	LLP（Limited Liability Partnership、有限責任事業組合）
フランス	○	SAS（Société par actions simplifiée、単純型株式資本会社）
ドイツ	×	―
カナダ	×	―
韓国	○	合名会社、合資会社
中国	×	―
シンガポール	○	LLP（Limited Liability Partnership、有限責任事業組合）

出所）各種資料をもとに三菱総合研究所において作成

参考：各国の為替レート

各国通貨の為替レート（2014 暦年平均）を参考までに以下に示す。

表 2-5　各国の為替レート（2014 暦年平均）

米国	106.0 円／USD
英国	174.4 円／ポンド
フランス	140.5 円／ユーロ
ドイツ	
カナダ	95.87 円／カナダドル
韓国	0.1006 円／韓国ウォン
中国	17.19 円／中国元
シンガポール	83.57 円／シンガポールドル

出所）Bloomberg より三菱総合研究所作成

3. 調査の過程及び分析の根拠

3.1 関連研究レビュー

本調査の遂行に当たっては、主に文献調査を中心に調査を行った。詳細な参考文献は後述するが、制度概要を把握する上で主に活用した文献は以下に示す通り。

【研究開発税制関連】

- 経済産業省 産業技術環境局　技術振興課（委託先 KPMG 税理士法人）「平成 25 年度産業技術調査事業（海外主要国における研究開発税制等に関する実態調査）調査報告書」2014 年
- 経済産業省 経済産業政策局　企業行動課（委託先 KPMG 税理士法人）「平成 25 年度総合調査研究（諸外国の法人課税に関する調査）調査報告書」2014 年
- R＆D tax incentives：rationale, design, evaluation, OECD , 2010
- OECD Science, Technology and Industry Outlook 2014, OECD , 2014
- A Study on R&D Tax Incentives, European Commission, 2014
- TAX OUTLOOK IN EUROPE　BUSINESS ANGELS PERSPECTIVE, the European Trade Association for Business Angels, Seed Funds, and other Early Stage Market Players (EBAN), 2012

【寄付金税制・エンジェル税制関連】

- 上村大輔「寄付金税制に関する一考察―「寄付金控除の年末調整制度化」を中心として―」2014 年
- みずほ総合研究所「平成 22 年度ベンチャー企業に対する直接金融に関する調査報告書」2011 年
- 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース「諸外国のベンチャー投資支援税制に関する調査研究」2011 年
- 福井文威「米国高等教育財政における寄付と税制度―1960 年代～70 年代の連邦税法をめぐる大学団体の動きに着目して―」2010 年

【組織形態関連】

- 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース「諸外国のパートナーシップ税制に関する調査研究」2012 年

上記文献に加え、各国の国税庁に相当する機関から取得した情報等をもとに文献調査を行い、成果をとりまとめた。詳細な成果は 3.3 に記載する通りである。

3.2　研究会の実施

「イノベーションを促進する税制に関する研究会」を開催し、イノベーションを促進するための税制に関する議論が行われた。

日　時：　2015 年 3 月 2 日（月）10：00～12：00
場　所：　文部科学省庁舎 17 階　17Ｆ局会議室
出席者：
【有識者】（五十音順、敬称略）
　　楡井　誠　　一橋大学　イノベーション研究センター　准教授
　　渡辺　徹也　早稲田大学　法学部　教授

【内閣府】
　　原山　優子　総合科学技術・イノベーション会議常勤議員

【文部科学省】
　　岸本　康夫　科学技術・学術政策局次長
　　赤池　伸一　科学技術・学術政策局企画評価課分析官
　　佐野多紀子　科学技術振興機構研究開発戦略センターフェロー
　　坂下　鈴鹿　科学技術・学術政策局企画評価課政策科学推進室長
　　岩渕　秀樹　研究振興局基礎研究振興課基礎研究推進室長
　　奥　　篤史　大臣官房政策課専門官

【三菱総合研究所】
　　西山　聡彦　　経営コンサルティング本部　経営戦略グループ
　　吉村　哲哉　　科学・安全政策研究本部　　産業戦略グループ
　　河村　憲子　　経営コンサルティング本部　経営戦略グループ
　　猪瀬　淳也　　経営コンサルティング本部　経営戦略グループ
　　久保田　孝英　戦略コンサルティング本部　金融事業グループ

研究会での主な論点として、以下のような議論がなされた。

(1) 全体に関する論点

まず、国全体でイノベーションに関する戦略を考える場合には、わが国がどのバリューチェーンで付加価値をとるべきかを考えて戦略の検討を進める必要があるという点について議論がなされた。近年のグローバル化に伴い、一産業のバリューチェーンもグローバル化が進んでいるため、どのバリューチェーンを強化するのかといった点について政府と企業で議論を行っていくことが必要となる。

また、税制を用いてイノベーションを促進させるという観点からは、税制による宣伝効果を用いることで、例えば投資先を探しているような投資家に働きかけるといった効果が期待できる反面、その影響範囲の広さについても留意が提起された。税制を導入することによっ

て遍く法人／個人が影響を受けるため、本来想定していなかったメリット／デメリットが特定の分野の主体にもたらされる可能性があるためである。

(2) 新しいイノベーション促進制度に関する論点

イノベーション促進に活用可能な考えとして、資産課税の可能性に関して議論がなされた。研究開発投資（費）は、生産設備への投資などと異なり資産に計上される費目が限られる。そのため、資産課税を強化する場合であれば、生産設備などのような資産として計上される費目への投資よりも、研究開発費を始めとする費用認識される費目に資金を割くインセンティブに繋がることが期待できる。

次に、国と企業の間を取り持つ存在として基金やファンドに関する議論もなされた。海外では大学でファンドや基金を運営しているケースが見受けられるが、大学でファンドを運営する場合には、大学が学生や研究者が継続して学び続けていく場であり容易に倒産することが許されないことから、適切なリスクヘッジが求められることが確認された。また基金については、アメリカやヨーロッパでは国と企業の間の隙間を基金が埋めているといったことが知られているが、この背景には税制面でのインセンティブがある。日本においても同様の働きを期待する場合には、税制面でのインセンティブを同様に設定する必要性が提起された。

また、これに加えてファンドマネージャーに対する課税についても議論がなされた。ファンドマネージャーは多くの場合ファンドの持分を持っているため、その持ち分を売却した場合には広義のキャピタルゲイン課税になる。そのため、ファンドマネージャーへの課税を緩めることで、優秀なファンドマネージャーの育成やスカウティングに繋がるといった可能性も提示された。

(3) 租税回避に関する論点

OECD 租税委員会でも議論がなされている通り、課税における国境の考え方についても問題提起がなされた。企業にとって租税はあくまでコストであり、事業化を進めるにあたってコストが低い国で事業を行うインセンティブが働くことは必然である。一方で、こういった企業行動は国としての財源確保の考えとは逆行するため、この点については世界的な枠組みでの議論が求められる[2]。

原則としては税の観点で「ムチ」を強くすると課税対象としては国外に移転するインセンティブが強く働いてしまう。個人と法人を比較すると法人の方が海外移転のハードルは一般的に低いため、こういった点を考慮しないと消費税増税などを通じて個人への負担がより一層高まってしまうといった危険性も指摘された。

[2] 2014（平成 26）年 9 月に OECD より BEPS（税源浸食と利益移転）に関する報告書が公表され、現在日本国内では財務省主税局や経済産業省貿易経済協力局を中心に議論がなされている。

3.3　諸国・地域の詳細情報

3.3.1 米国

(1) 研究開発税制

1）概要

米国には研究開発に係る支出に対して、損金算入制度と税額控除制度が認められている。

税額控除を行った場合には、控除相当額を、後述する a.の損金から差し引くものとする。

なお、損金算入制度は恒久法、税額控除は時限立法である。後者は期限延長を繰り返しており、現時点では税拡大防止法（Tax Increase Prevention Act of 2014）によって、2014 年 12 月 31 日までに発生した費用を対象と規定されている[3]。

a.　損金算入制度

損金算入制度では、適格研究開発費については米国内国歳入法第 174 条で

・支出時に損金算入する

・資産化をして 5 年間で償却をする

のいずれかの処理方法が認められている[4]。

b.　税額控除制度

税額控除制度では、適格研究開発費については、米国内国歳入法第 41 条で、適格研究費に対して税額控除の適用が認められている[5]。税額控除の額は原則法と代替簡便法のいずれかで算出する。

ア）原則法

原則法では、当年度の適格研究開発費から基準金額を減じたものに、20%を乗じたものが控除可能額となる。ここでの基準金額とは過去 4 年の平均収入額に固定基準割合を乗じたものである。（基準金額は当年度の適格研究開発費の 50%を最低額とする）

固定基準割合とは 1984 年度から 1988 年度の累計適格研究開発費を、1984 年度から 1988 年度の収入額で除したものである。ただし、

・収入と適格研究開発費の両方が計上される最初の年度が 1984 年度以降の場合

・1984 年度から 1988 年度のうち、収入と適格研究開発費の両方が計上された年度が 3 年未満の場合

のいずれかについては、以下の方法で固定基準割合を決定する。

---

[3] アメリカ連邦議会「税拡大防止法」(https://www.congress.gov/bill/113th-congress/house-bill/5771/text)

[4] コーネル大学ロースクール法令データベース「26 U.S. Code § 174 –研究開発支出の扱い」(https://www.law.cornell.edu/uscode/text/26/174)

[5] コーネル大学ロースクール法令データベース「26 U.S. Code § 41 –研究開発活動増加に対する税額控除」(https://www.law.cornell.edu/uscode/text/26/41)

・第 5 課税年度まで：3%
・第 6 課税年度：第 4 課税年度と第 5 課税年度の累計適格研究開発費を、第 4 課税年度と第 5 課税年度の収入額で除したものに 1/6 を乗じたもの
・第 7 課税年度：第 5 課税年度と第 6 課税年度の累計適格研究開発費を、第 5 課税年度と第 6 課税年度の収入額で除したものに 1/3 を乗じたもの
・第 8 課税年度：第 5 課税年度から第 7 課税年度の累計適格研究開発費を、第 5 課税年度から第 7 課税年度の収入額で除したものに 1/2 を乗じたもの
・第 9 課税年度：第 5 課税年度から第 8 課税年度の累計適格研究開発費を、第 5 課税年度から第 8 課税年度の収入額で除したものに 2/3 を乗じたもの
・第 10 課税年度：第 5 課税年度から第 9 課税年度の累計適格研究開発費を、第 5 課税年度から第 9 課税年度の収入額で除したものに 5/6 を乗じたもの
・その後の課税年度：第 5 課税年度から第 10 課税年度のうち選択した 5 課税年度の累計適格研究開発費を、第 5 課税年度から第 10 課税年度のうち選択した 5 課税年度の収入額で除したもの
（固定基準割合は 0.01％単位（以下は四捨五入）とし、16%を最高値とする。）

イ）代替簡便法

代替簡便法では、当年度の適格研究開発費から過去 3 年の適格研究開発費の平均値の 50%を減じたものに、14%を乗じたものが控除可能額となる。ただし、過去 3 年間に適格研究開発費を支出していない場合には、当年度の適格研究開発費の 6%が控除可能額となる。

2）還付措置の有無

アメリカでは、研究開発費に関する税額控除は還付の対象とならない。

3）繰越期間の長さ

損金算入の結果欠損金が生じた場合は、欠損金の 2 年間の繰戻と 20 年間の繰越が認められている。

研究開発費税額控除は、1 年間の繰戻と 20 年間の繰越が認められている。

(2) 寄付金税制・エンジェル税制における相違

1）寄付金税制

法人による適格団体に対する慈善寄付金は、内国歳入法第 170 条[6]で、課税収入の 10%まで損金算入が認められている。また、上限を超えた分については 5 年間の繰越が認められている[7]。

個人による適格団体への慈善寄付金は、内国歳入法第 170 条で、指定団体への寄付は課税

[6] コーネル大学ロースクール法令データベース「26 U.S. Code § 170 –慈善、寄付、施与等の扱い」(https://www.law.cornell.edu/uscode/text/26/170)
[7] アメリカ内国歳入庁「法人税法の概要」(http://www.irs.gov/publications/p542/ar02.html)

収入の 50%まで、指定団体以外の適格団体への寄付は課税収入の 30%までの損金算入が認められている。現物寄付の場合は、市場価額が取得価額を下回る場合には市場価額で評価するものとする。市場価額が取得価額を上回る場合には基本的には取得価額で評価されるが、１年以上保有していた資本的資産（株式、債券、不動産等を含む）の寄付は市場価額での評価が認められている（市場価額での評価を選択した場合には、指定団体への寄付の場合は課税収入の 30%、指定団体以外の適格団体への寄付は課税収入の 20%の損金算入が上限となる）。また、個人においても、上限を超えた分については 5 年間の繰越が認められている[8]。日本の現物寄付の所得控除制度においても時価額で評価することとなっているが、日本の場合原則として寄付時にみなし譲渡益課税が生じること、みなし譲渡益課税が生じない場合には取得価額と譲渡費用のみ所得控除の対象となる点が米国と異なる。米国の制度の場合、キャピタルゲインへの課税を回避することができるため、寄付者にとってメリットが大きいといえる。

なお、福井（2010）によると、法人による寄付金税制の損金算入限度額は、1981 年の経済再生法により従来の課税収入の 5%から現在の水準に引き上げられ、他にも

・企業による大学の理系分野への研究器具の現物寄付に対する追加所得控除

・企業による特定分野への研究に対する支出の税額控除

等の大学への寄付に対するインセンティブ付与がなされていることは着目に値する。

2）エンジェル税制

小規模事業法人法（Small Business Jobs Act of 2010）により、適格小規模事業法人に投資した投資家については、2010 年 9 月 28 日以降に取得し、5 年以上当該事業法人の株式保有した場合の株式売却益について、全額を課税対象から除外することが可能である。（2009 年 2 月 18 日～2010 年 9 月 27 日に取得したものは 75%、それ以前は 50%を課税対象から除外することが可能である）。本制度で課税対象から除外された株式売却益については、代替ミニマム税の課税対象からも除外される。

また、米国内国歳入法第 1045 条で、6 か月以上当該事業法人の株式保有した場合の株式売却益について、60 日以内に適格小規模事業法人に再投資することで課税を繰り延べることが認められている。

ここ数年予算教書において、前者の制度については恒久化の提案が、後者の制度については現制度に追加して 3 年以上保有した場合の株式売却益について、課税繰り延べを認める再投資期限を 3 か月にする提案がなされている[9]が、実際に法改正はなされていない。現時点では前者の制度は税拡大防止法（Tax Increase Prevention Act of 2014）によって、2014 年 12 月 31 日までに取得した株式を対象と規定されている[10]。

(3) 会社組織形態の相違による税制の相違

以下の組織を除いた事業体については、チェック・ザ・ボックス規則により税法上の法人

---

[8] アメリカ内国歳入庁「寄付金控除の概要」(http://www.irs.gov/publications/p526/ar02.html)

[9] アメリカ財務省「グリーンブック（予算教書）と税歳出」(http://www.treasury.gov/resource-center/tax-policy/Pages/general_explanation.aspx)

[10] アメリカ連邦議会「税拡大防止法」(https://www.congress.gov/bill/113th-congress/house-bill/5771/text)

（法人課税）またはパートナーシップ（パススルー課税）を選択することができる[11]。

① 連邦法や州法に基づき組成された営利企業である法人等（例：incorporated、corporation、body corporate、body politic）
② 州法に基づき組成された営利企業であるジョイントストックカンパニーやジョイントストックアソシエーション
③ 保険会社
④ 州により免許を与えられ、連邦預金保険法や類似の州法で全ての預金を保護されている銀行業を行う営利企業
⑤ 州や地方自治体、外国政府が所有する営利企業
⑥ 内国歳入法第 7701 条(a)(3)以外の規定で法人として課税される営利企業
⑦ 特定の外国企業

すなわち、LLC やパートナーシップは法人課税かパススルー課税かを選択することが可能である。

また、一定の要件を満たす小規模法人は S Corporation としてパススルー課税を選択することが可能となっている。S Corporation として認められるには、以下の要件を満たす必要がある[12]。

① 国内法人であること
② 株主がパートナーシップ、法人、非居住者ではないこと
③ 株主が 100 名以下であること
④ 種類株式が 1 種類であること
⑤ 特定金融機関、保険会社等の業種に該当しないこと
⑥ 全株主のサインのある申請書を提出すること

[11] コーネル大学ロースクール法令データベース「26 CFR 301.7701-3 –.特定の事業体の分類について」(https://www.law.cornell.edu/cfr/text/26/301.7701-3)

[12] アメリカ内国歳入庁「S Corporation の概要」(http://www.irs.gov/Businesses/Small-Businesses-&-Self-Employed/S-Corporations)

3.3.2 英国

(1) 研究開発税制

1) 研究開発税制の概要と還付措置の有無

英国の研究開発税制は中小企業向けと大企業向けに大別されるが、そのうち中小企業向けでは、欠損法人のみに対し恒久措置として還付制度を認めている。当該還付制度を受けるためには、以下に示す点をすべて満たす必要がある。

① 税法上の中小企業であること
中小企業の定義：従業員数が 500 人未満であり、かつ 1 年間の売上が 1 億￡未満、もしくは総資産が 8,600 万￡未満のいずれかを満たすこと[13]

② 欠損法人であること

③ 適格研究開発費を損金算入していないこと

④ 特別控除制度の適用を受けていないこと

上記のうち③および④は、いずれも研究開発費の損金算入に係る措置であるため、税法上の中小企業が赤字となれば、原則還付制度の対象となる。

還付される金額は、適格研究費に 225%を乗じた金額もしくは（控除前の）欠損金額のうちいずれか小さい方に 11%を乗じた金額となる。

2) 繰越期間の長さ

a. 大企業に対する税額控除制度

2013 年 4 月 1 日以降の支出に対して適用される大企業に対する税額控除制度では、控除可能税額が適用年度における人件費に係る源泉徴収税額及び保険料徴収額の合計額として定められており、適格研究費に 10%を乗じた額[14]がこれを上回る場合には当該金額を繰り越すことができる。なお、繰り越しの期限は設けられていない。

b. 中小企業に対する税額控除制度

中小企業向けの税額控除制度は、特別控除制度および前述した還付制度に大別される。還付制度では繰り越しに関する定めはないが、税額控除制度では大企業同様無期限の繰り越し、1 年間の繰り戻し、又はグループ法人間での相殺が認められている。

---

[13] 当初は財政法上で 2003/361/EC を引用し、従業員 250 人未満かつ 1 年間の売上 5,000 万￡未満もしくは総資産 4,300 万￡未満のいずれかとされていたが、2008 年の法改正により条件が緩和された。

[14] 2013 年 4 月 1 日以降。2012 年秋に「Above the line tax credit」の導入が発表され、さらに当初は 9.1%とされていた控除率が 10%に引き上げられた。

c.　近年の改正状況

パテントボックス税制が 2013 年 4 月より施行された。これは、在英国企業の特許権 及び専用実施権に係る所得を 10%の軽減税率にするというものである。なお、対象はいわゆる使用料（ロイヤリティ）に閉じず、特許権を使用して製造された製品の販売益も対象となるため、多くの在英国企業に影響が想定される。

(2) 寄付金税制・エンジェル税制における相違

1）寄付金税制

まず法人に対する寄付金税制で見ると、英国では原則として寄付金は損金不算入となる。しかし、適格慈善団体に対する寄付金（Qualifying donations）は、適格慈善団体から反対給付を受けるための支出でない場合には、「所得に対するチャージ（Charge on Income）」として、特定の Schedule 又はキャピタルゲインからではなく、各 Schedule 及びキャピタルゲインの合計額から控除される。ここで所得に対するチャージとは、事業所得を算定するための支出ではなく、代わりに支払総額がキャピタルゲインを含む損益通算後の総所得から年間負担額として損金算入されるものである。

なお、所得に対するチャージ（Charge on Income）は、現金主義により認識する。グループ法人間の寄付金及び受増益は、全額が損金不算入及び益金不算入となる。但し、小額の贈与に関しては適用除外規定が定められている（50￡未満）。

また上限金額は、株式会社では£100 までの寄付に対しては寄付金額の 25%、£101 - £1,000 までの寄付に対しては£25、£1,001 以上の寄付に対しては、£2,500 を上限として寄付金額の 5%として定められている。

次に個人に対する寄付金税制では、第一に Gift Aid を上げることができる。Gift Aid とは寄付者にインセンティブがある制度ではなく、被寄付者（適格慈善団体）にインセンティブを付与する制度となっている。具体的には、寄付者が被寄付者に対して寄付を行うと、寄付金£1 につき 25p（ペンス）の還付を当該被寄付者が税務当局に請求できる仕組みとなっている。その結果、例えば£100 の寄付を行うことで実質的には£125 の寄付を行っていることと同等となる。また寄付者に高額税率が適用される場合には、さらに恩典を受けることができる。イギリス国税庁によると、£1 の寄付を行うために必要な寄付金額は、標準税率適用者で 80p、高額税率適用者で 60p、追加税率適用者で 55p とされている[15]。

また、上記の制度に加えてイギリスで特徴的な制度に Payroll Giving 制度を挙げることができる。この制度は、従業員が企業主と契約し、税引き前の給与から一定額をチャリティに寄付するものである。本制度も寄付者が適用される税率によって実質負担額が異なっている。（料率は Gift Aid と同様）

[15] 英国歳入税関庁「Gift Aid の概要」
(https://www.gov.uk/donating-to-charity/donating-straight-from-your-wages-or-pension)

2）エンジェル税制

法人投資家向けのベンチャー企業投資促進税制として、2000 年から 2010 年までの時限立法として英国には CVS（Corporate Venturing Scheme）といった税制が設けられていた。英国には CVS 以外にも個人投資家向けの税制である EIS（Enterprise Investment Scheme）[16]および SEIS（Seed Enterprise Investment Scheme）[17]や、ベンチャー企業に対し投資をする投資信託への出資に対し税制優遇がなされる VCT（Venture Capital Trust）[18]があるが、ETS や VCT と比べて CVS の利用実績が小さかったことから、2010 年以降時限立法が延長されることはなかった。そのため、現状英国では法人投資家に特化した投資促進税制は存在しない。

また、現存する他の 3 制度についてみてみると、まず ETS および SEIS はいずれも個人所得税の控除および株式譲渡時のキャピタルゲイン税の免除にかかる税制であり、個人投資家のみが申請可能となっている。VCT はベンチャー企業に対し投資をする投資信託への出資に対し、税制優遇がなされるものであるが、これも個人所得税の控除および株式譲渡時のキャピタルゲイン税の免除にかかる税制であり、個人投資家のみが申請可能である。

そのため、CVS の延長がなされずに有効性を失った今、法人投資家向けのベンチャー企業投資促進税制は存在していない。

ただし、投資に関する免税措置としては、ベンチャー向けに限られてはいないものの、SSE（Substantial Shareholders Exemption）制度が設けられているため、一定の要件を満たす株式の譲渡により生じた譲渡益（損も含む）に対する免税措置は存在している。

(3) 会社組織形態の相違による税制の相違

1）課税主体

法人所得税の課税主体は、有限責任会社、無限責任会社、共済会又は慈善団体その他組織を含む事業体とされており、法人格なき社団、住宅金融組合、相互保険組合、国有企業、公益法人及び非営利企業も含まれる。外国法人は、英国の恒久的施設に帰属する課税所得に対してのみ法人所得税が課される。なお、慈善団体が行う取引が、慈善団体の主たる目的である活動の範囲内のものであるか、又はその慈善団体の受益者等により行われていない場合、原則として、慈善団体は法人所得税の納税義務者とならない。

2）パススルーの有無など

まず英国におけるパートナーの規定としては、法人格を有さない伝統的なパートナー（Ordinary Partner）と、法人格を有するパートナー（Limited Partner および Limited Liability Partner）に大別できる。いずれもパススルー事業体であり、納税はパートナーによって行われる。納税の際の自己申告額に間違いがある場合や期限に遅れると、それはパートナーの責

---

[16] 英国歳入税関庁「EIS の概要」(https://www.gov.uk/government/publications/the-enterprise-investment-scheme-introduction/enterprise-investment-scheme)

[17] 英国歳入税関庁「SEIS の概要」(https://www.gov.uk/seed-enterprise-investment-scheme-background)

[18] 英国歳入税関庁「VCT の概要」(https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/323683/hs298.pdf)

任になる。Limited Partner と Limited Liability Partner の違いとしては、Limited Partner では無限責任を有するパートナー（General Partner）が存在するのに対し、Limited Liability Partner は有限責任のパートナーのみで構成されているという点[19]である。

パートナー以外における費用振替に関する規定としては、グループ・リリーフおよびコンソーシアム・リリーフを挙げることができる。英国ではグループ・リリーフによりグループを構成する法人で課税所得を有するものは、同一グループの他の法人の欠損金の振替を申請することができる。同一グループ内の他の法人に移転可能な支出は事業損失以外では以下の支出に限られている。

- 税務上の減価償却費超過額
- 債権債務関係により生じた非事業損失
- 所得に対するチャージ（Charge on Income）
- 英国に所在する不動産より生じた事業損失
- マネジメントフィー
- 無形固定資産に係る非事業損失

2000 年 4 月 1 日以降、グループ・リリーフはグループやコンソーシアムが国外の法人をとおして構築される場合でも適用されることになった。また、外国法人の国内の恒久的施設や内国法人の国外の恒久的施設までグループ・リリーフの適用がされるようになった。なお、キャピタル・ロスは、グループ・リリーフの適用対象とすることができない。

コンソーシアム・リリーフは、グループ・リリーフと同様に損失の振替をコンソーシアム内の法人間で行うことを認めるものである。グループ・リリーフとコンソーシアム・リリーフがともに適用されるような資本関係の場合は、グループ・リリーフ制度が優先して適用される。

[19] Houston Chronicle「LP と LLP の違い」
(http://smallbusiness.chron.com/difference-between-limited-partnership-limited-liability-partnership-3735.html)

3.3.3 フランス

(1) 研究開発税制

1) 研究開発税制の概要

まず仏国の研究開発税制について概観すると、仏国では適格研究開発費の発生額に応じて税額控除のスキームが異なる。適格研究開発費の金額が 100 百万€以下の金額は 30%、100 百万€を超える場合は 5%を乗じた金額の税額控除が認められており、法律で恒久措置として規定されている。税額控除の限度額については 2008 年の税制改正において撤廃された。なお、新設法人等に対して、当初 2 年間の優遇税額控除率（初年度は 40%、次年度は 35%）を認めていたが、2013 年 1 月以降の支出に関しては当該優遇税額控除は廃止された。

また、本特別措置に加えて中小企業向けのイノベーション税制（Innovation Tax Credit）が認められている。これは新しいプロトタイプの作成などといったより下流の活動によって生じた費用（イノベーション費用）ついて、支出金額 40 万€を限度として、これに 20%を乗じた金額の税額控除（最高 8 万€）が認められることとされた。

上記に加えて、知的所有権のライセンシングに伴う収入に対する軽減税率の適用を定める制度も制定されている。

なお、研究開発税制上の中小企業は EU の定義を援用しており、具体的には以下二点の双方を満たす企業とされる。

- 従業員数が 250 人未満であること
- 年間の売上金額が 5,000 万€未満もしくは総資産額が 4,300 万€未満であること

上記に加え、若手の博士人材の活用促進につながる税制も整備されている。フランス国民教育省の Guide du Crédit d'impôt recherche 2014 によれば、博士号を取得した研究者に対して①無期限での雇用雇用契約を結び、かつ②当該企業の研究スタッフの人数が前年度より少なくなっていないのであれば、契約後 24 か月間に限り給与の 200%控除を認めるという制度が認められている。

最後に英国でも触れたパテントボックス（イノベーションボックス）税制について簡単に触れることとする。フランスは 2000 年に初めてイノベーションボックス税制を制定し、フランス法人税 が課される事業体が譲渡するパテントについて、長期キャピタルゲインに係る優遇税制の適用（適格な知的財産所得及び適格な知的財産からの資本利得には、軽減法人税率として 15%を適用）が可能となった。

2) 還付措置の有無および繰越期間

制度の関係上、まず繰越期間について概観を説明する。前述した研究開発税制においては、税額控除額が、当該税額控除前の確定税額を超えている場合に生じる未使用控除額は、3 年間繰越ができる旨定められている。3 年間の繰越の後、税額控除繰越額の残高がある場合には、税額還付を受けることができる。なお、当該未収還付法人税は、銀行や金融機関等に対して譲渡することもできる。

3 年間の繰越期間の後、税額控除繰越額の残高がある場合には、税額還付を受けることができる。また、以下の企業は、3 年間の繰越期間を待たずとも、直ちに還付請求をすること

ができる。

- 中小企業
- 革新的な新規企業（innovative start-up companies）
- 設立後 5 年以内の企業
- 一定の要件を満たす経営不振企業（distressed companies）

(2) 寄付金税制・エンジェル税制における相違

1）寄付金税制

特定の非営利団体等に対する寄付金は、売上の 0.05%（5.）を上限に、その 60%を損金に算入できる。上限を超過する寄付金は 5 年間の繰越ができる[20]。

2）エンジェル税制

個人投資家によるベンチャー企業への直接投資およびベンチャーキャピタルを介した間接投資の双方について優遇措置を制定している。

直接投資では中小企業の新規立ち上げおよび増資に対する制度（Souscription au capital des petites entreprises en phase de démarrage ou d'expansion）などがあり、投資額の 18%を個人所得税額から控除するスキームとなっている。一方、以前は中小企業向け投資（Souscription au capital des PME）制度が過去制定されていた。これは中小企業への直接投資を対象とし、投資額の 25%を個人所得税額から控除するものであったが、BROCHURE PRATIQUE 2014 によると本制度は 2012 年以降無くなっている。

間接投資ではファンド資産の投資ポートフォリオに応じて FCPR（Fonds Communs de Placement à Risque）制度（ファンドが保有する株式の譲渡益について個人所得税の免除）、FCPI 制度（Souscription de parts de FCP dans l'innovation, 年間投資額の 18%を所得控除、ファンドが保有する株式の譲渡益について個人所得税の免除）、FIP 制度（Souscription de parts de fonds d'investissement de proximité, 年間投資額の 18%を所得控除、ファンドが保有する株式の譲渡益について個人所得税の免除）、SCR 税制（SCR の配当及び SCR 株式の譲渡益について個人所得税の免除）などが設けられている。

(3) 会社組織形態の相違による税制の相違

フランス会社法に基づいて組織される事業体のうちパートナーによって構成される法人は SNC（合名会社）および SCS（合資会社）、SAS（単純型株式会社）、SARL（有限責任会社）などがあるが、このいずれも法人格を有する。

これらの法人は選択により法人税の課税を受けることができるが、これらの事業体が法人税の課税を選択しない場合は、パススルーとみなされる。

LLC とは、米国で活用が進んでいる株式会社制度と並ぶ新しい会社制度の一種であるが、これに近いものがフランスでは有限責任の人的法人制度として SAS が用意されている。多国籍企業が、SA（株式会社）の有している出資者の有限責任性を維持しつつ、内部規定の

[20] Service-public「寄付金税制の概要」(http://vosdroits.service-public.fr/professionnels-entreprises/F22263.xhtml)

設定の自由度が高いというような特徴を併せ持った、合弁事業に使い勝手の良い組織形態の創設を要望したことが契機となって導入された。独自のノウハウを持つ法人が集まって新たな事業を展開する組織であり、LLC が法人同士の合弁事業に多く活用されていることからもわかるように、一種の有限責任の人的法人制度と言える。

また、上記以外ではフランス民法に基づく事業体として SEP（サイレントパートナーシップ）といった形態がある。SEP には法人格はなく、SEP の事業は対外的には営業者の単独事業であるため、法的主体は営業者である。法人税課税を選択しなかった SEP および休眠状態のパートナーシップについては、パートナーシップ債務について無限責任を負わず、課税当局（FTA）に対して氏名が公表されないパートナーに対して配賦された利益持分に限り、法人税が課される。

3.3.4 ドイツ

(1) 研究開発税制

研究開発に係る税制上の優遇措置は存在しない。

(2) 寄付金税制・エンジェル税制における相違

1) 寄付金税制

ドイツにおける非営利活動への寄付金税制は、法人の場合は課税収入の 20%まで、または年間売上額と支払給与の合計額の 0.4%の損金算入が認められている[21]。

個人の場合は課税所得の 20%までの損金算入が認められている[22]。

なお、損金算入限度額のうち、未使用部分の金額については無期限の繰越が認められている。

2) エンジェル税制

2008 年のベンチャーキャピタル法 (Wagniskapitalbeteiligungsgesetz – "WKBG") で、個人投資家のベンチャー企業投資に対するキャピタルゲインについて、特別免税措置が規定された[23]。ただし、同法は欧州委員会によって承認が見送られたため発効されず、2013 年 12 月 24 日に同法は廃止された[24]。

同法における免税措置は以下のとおりであった。

免税範囲は対象企業の株式譲渡総額（最大 200,000€）に持分割合を乗じた額である。

なお、当該免税措置を受けるには以下の要件を満たす必要がある

① 過去 5 年間の対象企業の持分保有割合が 3%以上 25%以下であること
② 対象企業の持分保有期間が 10 年以下であること
③ 対象企業に EU 域内に登記された事務所があること、対象企業の株式資本額が 2,000 万€未満であること、対象企業が設立 10 年以内であること、対象企業が公営企業でないこと
④ キャピタルゲインが 2007 年 12 月 31 日以降に生じたものであること

---

[21] プライスウォーターハウスクーパーズ「ドイツ法人税上の収入控除」
(http://taxsummaries.pwc.com/uk/taxsummaries/wwts.nsf/ID/Germany-Corporate-Deductions)

[22] プライスウォーターハウスクーパーズ「ドイツ個人所得税上の所得控除」
(http://taxsummaries.pwc.com/uk/taxsummaries/wwts.nsf/ID/Germany-Individual-Deductions)

[23] (https://dejure.org/gesetze/WKBG)

[24] ドイツ連邦電子官報「2013 年 12 月 18 日官報」
(http://www.bgbl.de/banzxaver/bgbl/start.xav?start=//*%5B@attr_id=%27bgbl113s4318.pdf%27%5D#__bgbl__%2F%2F*%5B%40attr_id%3D%27bgbl113s4318.pdf%27%5D__1425986099362)

(3) 会社組織形態の相違による税制の相違

1）課税主体

ドイツにおける会社制度は大きく、物的会社と人的会社に分かれる。

物的会社に関しては法人格が認められるが、人的会社に関しては法人格は認められていない。ただし、人的会社であっても営利性を有する合名会社や合資会社は商業登記を行うことで成立し、法的主体性が認められる。

税制の観点からは、法人格のある物的会社が法人課税の対象となり、人的会社については法的主体性が認められている合名会社や合資会社でもパススルー課税となる[25]。

なお、地方税である営業税に関しては、物的会社・人的会社を問わずすべての事業体に納税義務がある。（人的会社には物的会社との税額均衡のため、一定額の税額控除が認められる）

また、連帯付加税についても、物的会社の場合法人税額に、人的会社の場合所得税額にそれぞれ 5.5%を乗じた額が課税される[26]。

---

[25] ドイツ貿易・投資振興機関「法人課税」
(http://www.gtai.de/GTAI/Navigation/EN/Invest/Investment-guide/The-tax-system/company-taxation.html)

[26] ジェトロ「ドイツ進出に関する基本的なドイツの制度.-税制」
(http://www.jetro.go.jp/world/europe/de/invest_04/)

3.3.5 カナダ

(1) 研究開発税制[27]

カナダでは 1944 年に研究開発税制が制定され、世界で最も古い研究開発税制の一つとなっている。

現在のカナダの連邦レベルでの研究開発税制は Canadian-controlled private corporations（CCPC、カナダ人支配非公開会社）向けとその他向けに大別される。

CCPC に該当するには以下の要件を満たす必要がある[28]。

① カナダで設立された民間会社であること
② 非居住者や政府組織、個人企業、パートナーシップ、トラスト、その他の会社に支配されていないこと
③ 非居住者、公的企業（指定されたベンチャーキャピタルを除く）、又は指定された証券取引所に上場している種類株式がある会社に保有されている全ての株式が一（法）人によって所有されている場合、その（法）人が会社を支配するに足る株式を保有していないこと
④ 指定証券取引所に全ての種類の株式が上場されていないこと

1）還付措置の有無

CCPC については適格研究開発費の 35%について、上限を 300 万カナダドルとして、税額控除額の 100%の還付が認められている。

CCPC 以外の法人には還付制度は認められていない。

個人と信託は税額控除対象である適格研究開発費の 15%について、その 40%まで（すなわち研究開発費の 6%まで）還付が認められている。

2）繰越期間の長さ

CCPC については、適格研究開発費の 35%について、上限を 300 万カナダドルとして、税額控除が可能となっている（税額控除に使用した分は減額する）。300 万カナダドルを超えた分については、15%の還付なしの税額控除が認められる。税額控除は 3 年までの繰り戻しと 20 年後までの繰り越しが可能である。

CCPC 以外の法人や個人、信託は適格研究開発費の 15%が税額控除対象である（税額控除に使用した分は減額する）。税額控除は 3 年までの繰り戻しと 20 年後までの繰り越しが可能である。

3）近年の改正状況

2014 年より CCPC 以外の研究開発費に対する税額控除率が 20%から 15%に引き下げられた。

---

[27] カナダ歳入庁「研究開発税制の対象者と恩典」
(http://www.cra-arc.gc.ca/txcrdt/sred-rsde/clmng/whcnclmsrd-eng.html)

[28] カナダ歳入庁「CCPC」(http://www.cra-arc.gc.ca/tx/bsnss/tpcs/crprtns/typs/ccpc-eng.html)

(2) 寄付金税制・エンジェル税制における相違

1) 寄付金税制

カナダにおける連邦レベルでの指定慈善寄付金は、法人では原則として課税収入の 75%までの適格寄付金について損金算入を認めている[29]。

また、個人では原則として所得の 75%までの適格寄付金に対して、200 カナダドルまではその 15%、200 カナダドルを超える分はその 29%の税額控除を申請することができる。申請しなかった分の指定慈善寄付金は 5 年間の繰越ができる。なお、2013 年より、2007 年以後最初の寄付金税制申請年度に限り 1,000 カナダドルまでの金銭による寄付には 25%の追加税額控除が認められており、今まで寄付を行ってこなかった人に対する施策として特徴的な制度といえる。なお、カナダでは寄付金税制における還付制度は認められていない[30]。

2) エンジェル税制

連邦上の個人向けベンチャー企業投資促進税制としては、個人投資家を対象として Labour Sponsored Venture Capital Corporations (LSVCC) Tax Credit が存在する。連邦や州によって定められた LSVCC への 5,000 カナダドルまでの投資に対して、15%の税額控除が適用される[31]。ただし同措置は控除率の減少が予定されており、2015 年には 10%、2016 年には 5%の控除率となる。それ以降は廃止される見込みである[32]。

(3) 会社組織形態の相違による税制の相違

カナダにおける事業体は大きく、個人事業主、パートナーシップ、法人、協同組合が存在する。このうち、法人と協同組合については法人課税となる。パートナーシップに関しては、カナダでは、パートナーシップ、リミテッドパートナーシップ（LP）、リミテッドライアビリティパートナーシップ（LLP）の 3 形態が存在するが、いずれのケースでもパススルー課税となる[33]。

---

[29] カナダ司法省「法人税法 110.1-寄付控除」(http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/I-3.3/page-156.html#docCont)

[30] カナダ歳入庁「寄付金控除の計算方法」(http://www.cra-arc.gc.ca/chrts-gvng/dnrs/svngs/clmng1-eng.html)

[31] カナダ歳入庁「LSVCC 税額控除」(http://www.cra-arc.gc.ca/tx/ndvdls/tpcs/ncm-tx/rtrn/cmpltng/ddctns/lns409-485/413-414-eng.html)

[32] カナダ歳入庁「2013 年予算-LSVCC 税額控除」(http://www.cra-arc.gc.ca/gncy/bdgt/2013/qa03-eng.html)

[33] カナダビジネスネットワーク「法人・組合・個人事業主」(http://www.canadabusiness.ca/eng/page/2853/)

3.3.6 韓国

(1) 研究開発税制

1) 研究･人材開発費に対する税額控除制度の概要

韓国における研究開発税制は､韓国における技術開発促進のための租税支援の対象が設備投資中心となっていた中で､資産の代替性を持つ設備投資と異なり支出が社外に完全に流出する技術開発費に対する投資拡大促進としての意味合いが強い。

韓国の研究開発税制は税額控除制度を採っており、研究･人材開発費に対する税額控除として、①一般研究人材開発にかかる税額控除と、②新成長動力研究開発及び源泉技術研究開発に係る税額控除の２つの制度がある。租税特例制限法第 10 条において、前者は恒久措置として（第 1 項第 1 号及び第 2 号)、後者は 2015 年 12 月 31 日を適用期限とする暫定措置（第 1 項第 3 号）となっている。

それぞれ対象となる費用は以下の通りである。

表 3-1　研究開発税制は税額控除制制度の概要

制度	対象
①　一般研究人材開発にかかる税額控除	以下のいずれかに該当する費用 ・②に該当しない研究・人材開発費使用する見本品、部品、原材料及び試薬類の購入費 ・②に該当する研究・人材開発費で、②の制度に係る税額控除制度の適用を選択していない場合
②　新成長動力研究開発及び源泉技術研究開発に係る税額控除	研究・人材開発費のうち、以下のいずれかに該当する費用 ・専任部署で新成長動力産業研究開発業務・源泉技術研究開発業務に従事する研究員、及びその研究開発業務を直接的に支援する人員に対する人件費

同制度での研究・人材開発費については、租特法施行令別表 6 で以下の通り規定されている。

表 3-2　「研究開発」及び「人材」の対象費用

区分	費用
研究開発	・以下の機関、及び個人に研究開発役務を委託することによる費用 －高等教育法による大学又は専門大学 －国・公立研究機関及び政府出資研究機関 －科学技術分野を研究する国内外の非営利法 －産業技術研究組合、韓国デザイン振興院 －高等教育法による大学又は専門大学に所属する個人 ・職務発明補償金として支出した金額 ・その他
人材開発	・国内外の専門研究機関、又は大学等への委託訓練費 ・勤労者職業能力開発法､又は雇用保険法による社内職業能力開発訓練に伴う費用 ・国家技術資格法による資格検定の受験費用 ・中小企業に対する人材開発、及び技術指導のための費用 ・生産性向上のための人材開発費用として企画財政部令が定める費用 ・その他

2）控除額

①一般研究人材開発に係る税額控除

対象総額に基づく税額控除及び対象費用増加額に基づく税額控除のうち、額が大きい方を選択して控除できる。

②新成長動力研究開発及び源泉技術研究開発に係る税額控除

対象総額に基づく税額控除となっている。

なお、中小企業に対して法人税法上の最低限税率が規定されているが、本研究開発税制に対しては適用されない。また、中小企業が事業を拡大し、一般企業となった場合は中小企業の控除率は適用できなくなり、段階的に税率が引き下げられる仕組みとなっている。

表 3-3　研究開発税制の控除率

<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>中小企業</th><th colspan="2">その他企業</th></tr>
<tr><td rowspan="5">①一般研究人材開発にかかる税額控除</td><td rowspan="4">総額型</td><td rowspan="4">25%</td><td>中小企業から大企業になった初年度から 3 年度目までの 3 年間</td><td>15%</td></tr>
<tr><td>大企業認定後、4 年度目から 5 年度目までの 2 年間</td><td>10%</td></tr>
<tr><td rowspan="2">上記以外の場合、右記のいずれか小さい割合</td><td>4%</td></tr>
<tr><td>3% ＋ (一般研究人材開発費÷ 売上高) × 50%</td></tr>
<tr><td>増加型</td><td>50%</td><td colspan="2">40%</td></tr>
<tr><td colspan="2">②新成長動力研究開発及び源泉技術研究開発に係る税額控除</td><td>30%</td><td colspan="2">20%</td></tr>
</table>

いずれの場合も控除限度額は規定されておらず､研究開発税額控除等の租税減免措置を適用した後の法人税額が最低限度税率を下回らない限り、適用することができる。ただし、中小企業に対しては、本制度の適用に際して以下の最低限度税率は適用されない。

表 3-4　中小企業に対する最低限度税率

<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>最低限率</th></tr>
<tr><td colspan="2">中小企業及び社会的企業※</td><td>7%</td></tr>
<tr><td rowspan="3">一般企業
（中堅企業を含む）</td><td>（租税減免前の課税標準）100 億ウォン以下分</td><td>10%</td></tr>
<tr><td>100 億ウォン超過 1,000 億ウォン以下分</td><td>12%</td></tr>
<tr><td>1,000 億ウォン超過分</td><td>16%</td></tr>
</table>

※社会福祉や地域社会に貢献しながら営利活動も行う企業のうち、雇用労働部長官の認証を受けた企業。

なお､韓国における中小企業は租税特例制限法施行令第 2 条で業種基準や規模基準が規定されている。業種基準は多岐にわたる。規模基準の概要は以下のとおりである。常勤従業員数が 1,000 人以上、自己資本が 1 千億ウォン以上、売上高が 1 千億ウォン以上又は資産総額が 5 千億ウォン以上の場合は該当しない。

表 3-5　中小企業に対する業種基準

当該業種	規模基準
製造業	常時使用する従業員数 300 名未満 または 資本金 80 億ウォン以下
鉱業、建設業	常時使用する従業員数 300 名未満 または 資本金 30 億ウォン以下
運輸業	
出版、映像、放送通信及び情報サービス業 事業施設管理及び事業支援サービス業	常時使用する従業員数 300 名未満 または 資本金 300 億ウォン以下
保健及び社会福祉事業	
農業、林業及び漁業、電気、ガス、蒸気及び水道事業	常時使用する従業員数 200 名未満 または 資本金 200 億ウォン以下
卸売及び小売業	
飲食業、金融及び保険業	
専門、科学及び技術サービス業	
芸術、スポーツ及び余暇関連産業	
下水処理、廃棄物処理及び環境復元業	常時使用する従業員数 100 名未満 または 資本金 100 億ウォン以下
教育サービス業	
修理及びその他サービス業	
不動産業及び賃貸業	常時使用する従業員数 50 名未満 または 資本金 50 億ウォン以下

なお、韓国では、年間減免額 300 億ウォン以上の租税特例事項を新規導入または既存租税特例事項を変更する場合は、事前に、韓国租税財政研究院（KIPF）と韓国開発研究院（KDI）などの専門調査研究機関が妥当性評価を実施することとなっている。
これを受けて、韓国企画財政部は、2014 年 12 月下旬に「2014 年第 1 次租税特例成果諮問委員会」を開催し、妥当性評価の評価対象制度を選定した。その中には「新成長動力及びコア技術研究開発税額控除」と「研究及び人材開発のための設備投資に関する税額控除」も含まれており、これらの研究開発税制の今後の扱いについては、2015 年 5 月末までに確定し、来年度の予算案に反映される見込みである。

3）繰越期間

未使用の税額控除は、5 年間の繰越が認められている。

4）その他の研究開発促進関連税制（参考）

上記の研究・人材開発費に対する税額控除制度以外に、韓国では、研究開発活動促進に資する制度として、研究開発の準備段階、研究開発費用の支出段階、研究開発の施設投資段階、研究開発成果の移転段階、研究開発事業の運営段階に至るまで、下記のような制度を設置している。この中では、設備投資を対象とした「研究及び人材開発のための設備投資」に対する税額控除制度があるのが特徴である。また、企業付設研究所に対しては、下記の不動産取

得税免除以外にも、関税特別措置や兵役関連特例措置といった租税以外の優遇措置が図られている。

一方、韓国政府は近年、財政赤字解消のため、減免金額が大きい一部の研究開発税制について、廃止または税率の縮小を進めている。

- 研究・人材開発費の税額控除の大企業の控除率の「3～6%」から「3～4%」への縮小（2014 年 1 月）
- 研究及び人材開発設備投資の税額控除の控除率の 10%から 3%（大企業）、10%から 5%（中堅企業）への縮小（2014 年 1 月。ただし、中小企業に対しては変更無し）

表 3-6　韓国における研究開発にかかる支援税制（抜粋）

	制度	条項	内容
1	研究開発関連の出捐金等の課税特例	租税特例制限法第 10 条の 2	－研究開発のために政府出捐金等を受領して区分経理する場合、受領時点で益金に算入せずに、実際利用する時点で益金に算入するようにした課税特例制度
2	研究及び人材開発のための設備投資に対する税額控除	租税特例制限法第 11 条	－研究及び人材開発のための施設又は新技術の企業家のための施設に投資する場合には該当投資金額の 3%(中堅企業は 5%、中小企業は 10%)に相当する額をその投資が完了された日の課税年度に税額控除する制度
3	技術移転及び技術取得等に対する課税特例	租税特例制限法第 12 条	－中小企業が特許権、実用新案権、ノウハウ等を内国人[34]に移転することによって発生する所得について該当所得に対する法人税(又は所得税)の 50%を税額減免する制度 －中小企業が特許権、実用新案権、ノウハウ等を設定登録、保有及び研究･開発した内国人から取得する場合、取得金額の 7%(該当年度の法人税の 10%限度)を税額控除する制度
4	研究開発特区に入居する先端技術企業等に対する法人税等の減免	租税特例制限法第 12 条の 2	－研究開発特区に入居した先端技術企業、あるいは研究所企業が減免対象事業場で生物産業・情報通信産業等の減免対象事業をする場合－減免対象事業で発生した所得については最初に所得が発生した課税年度の開始日から 3 年以内で終わる課税年度の場合には所得税、あるいは法人税の 100%を減免する。2 年以内で終わる課税年度の場合には所得税又は法人税の 50%を税額減免する制度

[34] 内国人とは、所得税法による居住者及び法人税法による内国法人である。
※所得税法の居住者：国内に住所を置いてあるものまたは 183 日以上の居所を置いた個人
※法人税法の内国法人：国内に本店または主事務所または事業の実質的な管理場所を設けた法人

5	技術革新型合併に対する税額控除	租税特例制限法 第 12 条の 3	－内国法人が技術革新型中小企業を合併する場合、技術価値金額の 10%を税額控除する制度
6	技術革新型株式取得に対する税額控除	租税特例制限法 第十二条の四	－内国法人が技術革新型中小企業の株式を取得する場合、技術価値金額の 10%を税額控除する制度
7	外国人技術者に対する所得税の減免	租税特例制限法 第 18 条	－外国人技術者が国内で内国人に勤労を提供したり、外国人投資促進法による技術導入契約で法人税減免事業を営む外国人投資企業に高度技術を提供することで得た勤労所得として、国内で勤労を提供した日から 2 年になる日が属する月まで発生した勤労所得については所得税の 50%を税額減免する制度
8	中小・ベンチャー企業に対する所得税の 減免	所得税法 第 12 条	－政府出捐機関等と中小企業又はベンチャー企業の担当部署等の研究要員 －研究補助費あるいは研究活動費の中、月 20 万ウォン以内の金額は実費弁償的な給与に当り、非課税勤労所得とされる
9	職務発明補償金の所得税非課税	所得税法 第 12 条	－発明振興法では発明を奨励する目的に職務発明制度を規定している －従業員等が発明振興法により使用者から受け取った職務発明補償金については勤労所得とは区分し、非課税のその他所得とされる
10	技術付設研究所向け不動産の取得税及び財産税の免除	地方税特例制限法 第 46 条	－土地と建築物を取得してから 4 年以内に未来創造科学部の長官から認められた企業付設研究所を設置して使う不動産については取得税と財産税を免除する制度
11	学術研究用品に対する減免	関税法 第 910 条	－教育、学術及び文化、科学技術の振興を促進するために学校、公共職業訓練院、博物館、科学技術研究段階等で輸入する科学研究用品、教育用品、実験室用品と産業技術の研究・開発に使用するために輸入する物品等について関税の 80%に相当する額を減免する制度

出所）研究開発租税特例実務より作成

上記の制度の過去 3 年間の支出を見ると、研究・人材開発費に対する税額控除が研究開発支援の中で最も規模が大きく、次いで研究及び人材開発のための設備投資に対する税額控除となっている。

表 3-7　各制度支出の推移

（億ウォン、%）

租税支出内訳	2011 年		2012 年		2013 年(暫定)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
研究・人材開発費に対する税額控除（前述の 2 制度）	23,341	7.88	25,567	7.66	29,155	8.67
研究及び人材開発のための設備投資に対する税額控除（2）	1,065	0.36	1,552	0.46	1,635	0.49
研究開発特区に入居する先端技術企業等に対する法人税等の減免（4）	261	0.09	205	0.06	117	0.03
外国人技術者に対する所得税の減免（7）	80	0.03	223	0.07	181	0.05
研究開発関連の出捐金等の課税特例（1）	12	0.00	16	0.00	16	0.00
技術移転及び技術取得等に対する課税特例（3）	4	0.00	9	0.00	2	0.00
主要研究開発優遇税制の小計	25,608	8.65	28,391	8.51	31,962	9.50
国税減免の合計	296,021	100	333,809	100	336,272	100

注 1：制度の後ろの番号は前表の制度の番号を示す。

注 2：期限付きの暫定措置も含まれる。

出所）韓国企画財政部、「租税支出予算書」、各年度

(2) 寄付金税制・エンジェル税制における相違

1）寄付金税制

韓国の寄付金は、①法定寄付金、②指定寄付金、③非指定寄付金に区分されている。①と②については損金算入に一定の限度額が設けられており、限度額を超えた分については、その他社外流出として損金不算入で処理することとなっている。③非指定寄付金は金額の限度に関わらず全額を損金不算入(その他社外流出)で処理することとなっている。

表 3-8　韓国における寄付金制度

表区分	内容	控除金額(限度額)
法定寄付金	繰越欠損金がない限り、全額損金で認定される	所得金額×100%
指定寄付金	社会福祉法人、文化芸術団体、環境保護運動団体、宗教団体などの社会福祉、文化、芸術、宗教など公益性を勘案して、指定した団体に寄付した金額	・宗教団体に寄付した金額がない場合 －(所得金額 - 法定寄付金 - 自社株の寄付金)×30% ・宗教団体に寄付した金額がある場合 －(所得金額 - 法定寄付金 - 自社株の寄付金)×10%＋{(所得金額 - 法定寄付金－自社株の寄付金)×20%と宗教団体以外に支給した金額のうち、少ない金額}
非指定寄付金	その他社外流出	必要経費不算入/寄付金税額控除排除

出所）各種資料

2）エンジェル税制

韓国ではエンジェル投資が近年増加しているものの、投資規模は必ずしも大きくない。こうした状況を踏まえ、韓国政府は、エンジェルによる投資リスクを緩和するために税制優遇を拡大してきている。

具体的な法人ベンチャー企業投資促進税制として、①個人が直接または個人投資ファンドを通じてベンチャー企業などに投資した場合の所得控除、②VC や投資ファンドを通じた間接投資の両面に対して優遇措置が設けられている。

従来、韓国政府はエンジェル投資金に対する所得控除を 5,000 万ウォン以下は 50%、5,000 万ウォン超過は 30%を適用していたが、2014 年 12 月 23 日の租税特例制限法第 16 条の改正により、2015 年から 1,500 万ウォン以下に対しては 100%にする法案が確定した。年間総合所得のうち、控除限度は 50%となっている。

適用対象となるベンチャー企業は、他の企業に比べて技術性や成長性が高く、政府の支援が必要とされる企業で、「ベンチャー企業育成に関する特別措置法」の基準に該当する企業を指す。

表 3-9　エンジェル税制支援概要（2015 年以降から適用）

区分	所得控除率	売却利益
個人が直接または個人投資ファンドを通じてベンチャー企業などに投資した場合の所得控除	1 千 5 百万ウォン以下：100% 1 千 5 百万ウォン超過～5 千万ウォン以下：50% 5 千万ウォン超過分：30%	株式譲渡差益非課税
投資組合などを通じた間接投資	10%	

【参考】

2014 年 12 月 26 日現在、韓国エンジェル投資支援センターに登録されたエンジェル投資者は 7,049 人であり、2013 年末対比 145％(2,179 人)と急増している。

表 3-10　エンジェル投資者の推移

(単位：人)

時期	2012 年末	2013 年末	2014 年 6 月末	2014 年 12 月
投資者数	2,239	4,870	5,576	7,049

出所）韓国企画財政部資料

(3) 会社組織形態の相違による税制の相違

1）課税主体

韓国における会社形態は、韓国商法では、以下の 4 種類の組織形態が規定されている。2011 年の会社法改正により、新たな組織形態として法人格のない組合形態として合資組合を、法人格のある会社形態として有限会社制度が導入された。それらは、人的資産が重視される中小企業や、社員間の私的自治が尊重され、人的能力が適切に評価され企業形態に対するニーズに対応したものである。

表 3-11　韓国における企業形態（商法）

形態	概要	商法
合名会社 (partnership company)	社員が会社債務について、会社債権者と連帯して直接かつ無限の弁済責任(直接無限連帯責任)を負う。社員間の人的信頼関係が濃厚で 社員の個性が重視される小規模企業経営。	第 178 条
合資会社 (limited partnership company)	社員が会社債務について、会社債権者と連帯して直接かつ無限の弁済責任を負う場合と、会社債権者と直接定款所定の出資額を限度とする責任のみを負う場合の双方がある会社。	第 268 条
株式会社 (stock company)	社員が会社債務につき会社債権者に対して直接の弁済責任を負わず、会社に対する出資義務を通じて間接に出資額を限度とする責任のみを負い、かつ、社員の持分が株式という有価証券に化体されている会社。	第 288 条
有限会社 (limited liability company)	社員が会社債務につき会社債権者に対して直接の弁済責任を負わず、会社に対する出資義務を通じて間接に出資額を限度とする責任のみを負い、社員の持分が有価証券化されていない会社。社員数が 50 名以内に制限され、持分の譲渡に社員総会の特別決議を要するなどの小規模閉鎖会社。 有限責任会社に関する法規定は、米国 LLC と日本の合同会社に関する規定を基礎として設計されたが、社員ではない者も業務執行者の地位を有することができる点において日本の合同会社と異なる。	第 543 条

出所）西村あさひ法律事務所　(http://www.jurists.co.jp/ja/publication/tractate/docs/110815_Korea_J.pdf)

2）法人税率

法人所得税の課税に関しては、物的会社・人的会社を問わず全ての事業体に納税義務がある。

法人税税率は、以下のとおりである(法人税法第 55 条)。

表 3-12　韓国における法人税率

		事業年度の初日	
		2010 年 1 月 1 日 ～2011 年 12 月 31 日	2012 年 1 月 1 日～
課税所得	2 億ウォン以下	10%	10%
	2 億ウォン超	22%	20%

出所）西村あさひ法律事務所　(http://www.jurists.co.jp/ja/publication/tractate/docs/110815_Korea_J.pdf)

3）パススルー

韓国では、2007 年 12 月 31 日の租税特例制限法改定に伴い、組合及び人的会社の協同事業を租税側面で支援するため、同法に「同業企業課税特例」を導入した（2009 年 1 月 1 日施行）。これは、既存の「共同事業者課税制度」が組合など一定の事業形態に限ってパススルーを適用していたため、その適用範囲が狭いという指摘と、課税方法の規定の不備などによるものである。この「同業企業課税特例」は、企業等に対して課税せず、その構成員の所得に対して課税している点でパススルー課税と言える。すなわち、現在韓国には「共同事業者課税」と「同業企業課税特例」の双方が存在する。

■同業企業課税特例（パススルー）適用範囲

租税特例制限法第 100 条の 15「適用範囲」では、同業企業課税特例を適用する事業体が列記されており、その中に合名会社と合資会社が挙げられている（「資本市場と金融投資業に関する法律」第 9 条第 18 項第 4 号の投資合資会社のなかで同項第 7 号の私募投資専門会社ではないものは除外するものとされている）。

3.3.7 中国

(1) 研究開発税制

1) 制度の概要

中国政府は、企業の研究開発活動及びイノベーション活動の促進を目標として掲げており、第 12 次 5 カ年計画（2011～2015）において、対 GDP に占める研究開発費の割合を、対前期で 1.8%から 2.2%に引き上げることを謳っている。こうした国家計画を背景として、中国では、特に国家として重点分野を特定して企業の研究開発に対する税制度の充実を図るという特徴がある。

主な制度として、新技術、新製品、新技法の開発に伴い発生する研究開発費について、税額控除することができる特別控除制度が設けられている。同制度は、企業所得税法第 30 条及び企業所得税法実施条例第 95 条において恒久措置として規定されている。

研究開発控除制度を活用するためには、以下のいずれかに規定される分野に該当する研究開発活動における所定の支出であることが適用要件となっている。従前は、外資系や企業規模、研究開発費の対前年比 10%以上増といった適用要件が存在したが、2008 年以降、これらの適用要件は廃止されている。

① 国家が重点的に支援する先進的技術リスト（High and New Technology Areas with Key Support by the State）
② 高度技術産業の重点分野に係るガイドライン : 2007 年版（Guidance for Development of Prioritized Key Areas of High Technology Industries 2007 edition）

なお、中国では、税務上「研究フェーズ」における研究開発活動に関する支出は損金に計上し、さらに 50%に相当する額を追加的に損金算入することが認められ、「開発フェーズ」における研究開発活動に係る支出は無形資産に計上し、資産計上した額の 50%に相当する額を加算した金額を 10 年以上の期間にわたり償却することが認められている。

2) 控除額

控除額は、無形固定資産への計上によって処理が異なる。

研究開発費を当該損金に計上して無形固定資産に計上しない場合、研究開発費の実額に加えて 50％を追加控除できる。

研究開発費を無形固定資産に計上する場合は、当該無形固定資産原価の 150％を 10 年以上の期間で償却できる。

なお、前述のとおり中国政府は、国内の研究開発の促進を国家計画の柱の一つとしていることもあり、研究開発投資や研究開発活動を促進する環境整備として、追加損金算入にかかる算入限度額は規定されていない。

3) 繰越期間

繰越期間については、未使用の追加損金算入の繰越期間は、法人税法上の通常の欠損金の一般原則に則り、5 年間の繰越が認められている。

4）その他研究開発促進に資する制度

中国では、研究開発費の控除を通じて直接的に研究開発活動を促進する制度以外に、間接的に同様の役割を果たす優遇制度が設けられている。

- ハイテク企業に対する優遇措置

  ハイテク企業（Qualified Advanced and Technology Enterprises：ANTE ）として認定された企業は、通常の法人税率 25%から 15%の軽減税率が適用される。ANTE として認定されるためには、中国国内に設立されて 1 年以上であることのほか、知的財産権やその他権利の保有状況、研究スタッフ要件、研究開発費支出要件などの基準を満たす必要がある。

- 技術移転に係る優遇措置

  企業所得税法 27 条及び企業所得税法実施条例 90 条において、恒久措置として技術移転に係る所得の免税が規定されている。同規定では、研究開発によって得られた技術移転で生じた所得のうち、500 万人民元（約 9,700 万円、2015 年 3 月時点）以下の部分に対して法人税が免除され、500 万人民元超の部分については、12.5%の軽減税率が適用される。ただし、100%出資関係にある企業間との取引においては適用されない。

  なお、同制度の技術移転とは、国内法人が技術の所有権を譲渡するか、あるいはその技術の包括独占使用権を 5 年以上譲渡する場合を指す。本制度で適用対象資産とされているのは以下の通りである。

表 3-13　技術移転に係る優遇制度における対象資産

	所定支出
1	特許技術
2	ソフトウェアの著作権
3	集積回路レイアウトに係る権利
4	植物等の新品種
5	バイオ薬品
6	その他財務省及び国家税務総局の承認を得た資産

(2) 寄付金税制・エンジェル税制における相違

1）寄付金税制

公益性社会団体または県以上の人民政府を通して「中華人民共和国公益事業寄付金法」によって定められている公益事業への寄付金については、年度利益総額の 12%を上限として控除できる。言い換えれば、政府に指定された慈善団体以外の寄付金については、法人所得税の計算上、損金算入されない。

公益性社会団体とは、以下の条件を満たす組織とされている。

- 法に則って登記され、法人格を有すること
- 公益事業の発展を趣旨として、かつ非営利目的であること
- 全資産とその増加価値を当該法人の所有とすること
- 収入と運用結果が主として当該法人の設立目的に適合する事業に用いられること

・　終了後の残余財産がいかなる個人または営利組織にも属さないこと
・　その設立目的と関係のない業務を経営していないこと
・　健全な財務会計制度を有していること
・　寄付者がいかなる形式でも社会団体の財産の分配に関与しないこと
・　国務院の財政部、国家税務総局が国務院の民生部門等の登記管理部門と定めたその他の条件

2）エンジェル税制

中国においては、個人投資家に対する優遇制度であるエンジェル制度に該当する制度は見受けられないが、ベンチャーキャピタルに対する優遇制度がある。同制度では、以下の条件を満たした場合に、持分を満 2 年保有した年度において出資額の 70%を課税所得額から控除できる。

・　ベンチャーキャピタルが持分投資方式を採用していること
・　未上場の中小のハイテク企業に 2 年以上出資していること。

(3) 会社組織形態の相違による税制の相違

1）課税主体

中国の会社組織は、中国会社法によって「有限責任公司」（日本の有限会社に相当）と「株式会社」に大別される。有限責任公司も株式会社も、いずれも責任は有限であるが、株主の会社に対する持分の捉え方が異なる。

表 3-14　中国における組織体系

	有限責任会社	株式会社
株主の責任の範囲	有限責任	有限責任
株主数	1~50 名（一人会社も可） （会社法 24 条）	2~200 名（注 1）（一人会社は不可） （会社法 79 条）
株主の持分	出資持分	株式
持分の譲渡	制限あり （他の株主の過半数の同意が必要（会社法 72 条）など）	原則自由 （会社法 138 条）
最低資本金	3 万元（会社法 26 条 2 項）	500 万元（注 2） （会社法 81 条 3 項）

注 1：発起人の人数制限。株主数の上限に制限はない。
注 2：外商投資株式会社の最低資本金は 3,000 万元。

なお、外資系企業が中国に会社設立を行う際には、以下の分類となる。

表 3-15　内資企業及び外資系企業の比較

有限責任会社	内資企業	中国内資有限責任会社	－
	外資系企業	中外合弁企業 （中国企業との JV）	外国投資者と中国企業が共同で設立する有限責任会社で、それぞれが出資比率に応じた利益配当を受ける会社。
		中外合作企業 （契約で利益配当率を決める）	外国投資者と中国企業が共同で設立する有限責任会社で、出資方式、損益分担方法と利益配当比率が比較的フレキシブルで外国企業による利益配当の早期回収なども認められている企業。なお、パートナーシップや法人格がない合作企業もある。
		外商独資企業 （100%外国資本）	外国投資者の出資のみで設立される有限責任会社。
株式会社	内資企業	中国内資株式会社	－
	外資系企業	外商投資株式会社	外国企業が出資する（基本 25%以上）株式会社

従来は外資企業に対する優遇措置が設定されていたが、現状の会社法は、内資企業だけではなく、外資企業にも適用される。ただし、外資企業のうち、合弁企業・合作企業・外資独資企業、外資投資株式会社には、それぞれ特別法も規定されており、これらの組織の経営管理機構について会社法と異なる規定が適用されることもある。

しかしながら、法人税制度については、いずれの組織形態においても同一であり、組織規模によって差異が生じる。

2）法人税率

法人税法による標準税率は 25%であり、その他、企業規模によって適用税率が異なる。

例えば、2014 年 1 月 1 日から 2016 年 12 月 31 日までの期間において、年間課税所得額が 10 万元以下の小規模企業では、所得を 50%控除し、20%の税によって法人所得税を算出している。

【参考：研究開発税制における対象重点分野及び所定支出項目】

表 3-16　研究開発税制の対象重点分野

	重点分野
1	マイクロエレクトロニクス技術や放送技術などを含む電子情報技術
2	中国伝統医薬品や化学薬品などを含むバイオ技術や新医療技術
3	民間用航空機技術や航空管制技術などを含む航空・宇宙関連技術
4	金属材料やセラミック（無機非金属物質）の応用技術などを含む新素材技術
5	汎用技術や現代物流などを含むハイテク・サービス産業
6	風力・バイオマスなどの再生可能エネルギー技術などを含む新エネルギーや省エネルギーに関する技術
7	水質汚染制御技術や環境モニタリング技術などを含む資源技術や環境技術
8	自動化された生産工程の制御システム、高機能計測器、先端製造技術などを含む伝統産業の改革に利用される高度な新技術

表 3-17　研究開発税制の対象支出項目

	所定支出
1	新製品の設計費用、新工程の規定制作費用および研究開発活動と関係する技術文書資料費用、資料翻訳費用
2	研究開発活動に従事して直接費消する材料、燃料および電力費用
3	在職して研究開発活動に直接従事する人員の賃金、給与、賞与、手当、補助手当
4	研究開発活動に専門的に使用する試験機器、設備の減価償却費またはリース料
5	研究開発活動に専門的に使用するソフトウェア、特許権、非特許技術等の無形資産（ノウハウ等）の償却費用
6	中間テストと製品の試験制作に専門的に使用する金型、製造技術設備の開発費用と製造費用
7	技術を探査し開発する現場試験費用
8	研究成果の論証、評価審査、検収費用
9	政府または地方政府が規定する範囲と基準に基づき、専ら研究開発活動に従事する常勤の社員のために納付する基本年金保険料、基本医療保険料、失業保険料、労災保険料、育児保険料と住宅積立金
10	専ら研究開発活動に利用される機械設備の保守点検や修理等に生じた費用
11	固定資産とならない試供品、試作品、テスト用部材の購入費用
12	新薬開発のための臨床試験費用
13	研究開発結果を評価する費用

3.3.8 シンガポール

(1) 研究開発税制

1）概要および還付措置の有無

シンガポールでは生産性・技術革新控除（PIC：Productivity and Innovation Credit）として研究開発税制に相当する税制が定められている。研究開発、知的財産権登録、知財権の取得、設計、自動化装置・ソフトウェア、社員の能力向上研修費など認定された 6 分野に対する投資に対して、40 万シンガポールドルを上限として投資額の 400%を損金算入できる。また、損金算入を選択しない場合には 60%の補助金交付を、10 万シンガポールドルを上限として受けることができる。

また、中小企業に対しては PIC+スキームが設けられており、本スキームでは上限金額が 40 万シンガポールドルから 60 万シンガポールドルに変更されている。

さらに上記制度と併用する形で PIC ボーナスの支給もなされる。これは 2013 年から 2015 年までの措置となるが、この 3 年間に 5,000 シンガポールドル以上の適格支出がある企業を対象に、13 年から 15 年の 3 年間で 1 万 5,000S ドルを上限として支出額と同額の現金が支給補助されるという制度となる。

2）繰越期間の長さ

追加損金算入額は ITA (Income Tax Act) 23, 37 および 37B に基づき無期限で繰り越すことができる。また、ITA 37C に規定されているグループ・リリーフによる移転も可能。

3）近年の改正状況

2013 年の改正により、PIC ボーナスの導入に加えて自動化設備に関する PIC 適用要件の緩和、IP ライセンス契約への適用範囲の拡大の二つの点で強化されている。

自動化設備に関する PIC 適用要件の緩和では、事業の中核か否かを問わず、事業の生産性を向上させる設備であれば PIC 税制の対象となることとなった。また、IP ライセンス契約への PIC 適用範囲の拡大により、従前対象外だった知的財産権のライセンス契約も含まれることとなった。

また、上記以外にも、賃金の上昇を背景として政府による 3 年間の賃金助成制度（WCS：Wage Credit Scheme）が導入された。当該制度では、月額給与 4,000 シンガポールドルまでのシンガポール人労働者について、13 年から 15 年までの間、その昇給額の 40%が政府から助成補助される。

(2) 寄付金税制・エンジェル税制における相違

1）寄付金税制

寄付する財の種別によって寄付金控除が認められるか否かが異なる。一覧に整理したものを以下に示す。2009 年 1 月 1 日～2014 年 12 月 13 日までおよび 2016 年 1 月 1 日から 2019

年 12 月 31 日までに寄付された金額に対しては 250%、2015 年 1 月 1 日から 2015 年 12 月 31 日までに寄付された金額に対しては 300%の金額を所得金額から控除することができる。

表 3-18　シンガポールにおける寄付金税制

スキーム名	受領者	寄贈者
現金寄付	認定された組織のみ	企業および個人
株式寄付（株式公開している会社のみ）	認定された組織のみ	個人のみ
コンピュータ（ハード、ソフトおよび周辺機器）の寄付	認定された期間および規定された教育・研究機関	企業のみ
美術品の寄付	認定された美術館	企業および個人
公共施設への彫刻美術品の寄付	国家遺産庁および認定された組織	企業および個人
土地と建物の寄付	認定された組織のみ	企業および個人

出所）シンガポール財務省より三菱総合研究所作成

2）エンジェル税制

シンガポールでは、エンジェル投資家に対してエンジェル投資家税制（AITD ： Angel Investors Tax Deduction Scheme)が設けられている。エンジェル投資家（個人投資家）は、適格ベンチャー企業に対して

- 初めて当該企業に投資を行った日から 12 か月以内に 10 万シンガポールドル以上の金額の投資を行うこと
- 最後の投資日以降、最低 2 年間当該企業の株式を保有していること

を条件に優遇税制を受けることができる。

上記の条件を満たした投資家は、2 年間の株式保有期間末に、250,000 シンガポールドルを上限として投資金額の 50%を課税所得から控除できる。なお、本制度の適用を受けるためには個人投資家は SPRING Singapore に申請を行い、承認を得る必要がある。

(3) 会社組織形態の相違による税制の相違

シンガポールにおいては LLP（Limited Liability Partnership）に法人格が認められているため、法人格を有するパートナーシップエンティティを設立可能である。上記以外には LP（Limited Partnership, LLP が有限責任であるのに対し無限責任のパートナーを要する組織形態）や、LLC（Limited Liability Company, 法人格は有するものの、LLP と異なり本法人そのものが課税主体となる）などの一般的な組織形態が認められている。

参考文献

(1) OECD“R＆D tax incentives：rationale, design, evaluation”2010
(2) OECD“OECD Science, Technology and Industry Outlook 2014”2014
(3) European Commission“A Study on R&D Tax Incentives”2014
(4) Seed Funds, and other Early Stage Market Players (EBAN)“TAX OUTLOOK IN EUROPE BUSINESS ANGELS PERSPECTIVE, the European Trade Association for Business Angels” 2012
(5) U.S. Department of the Treasury “General Explanations of the Administration’s Fiscal Year 2016 Revenue Proposals” 2015
(6) 田中友紀『米国 LLC に係る我が国税務上の取扱いに関する考察』2012 年
(7) 上村大輔『寄付金税制に関する一考察―「寄付金控除の年末調整制度化」を中心として―』2014 年
(8) HOUSE OF COMMONS CANADA“TAX INCENTIVES FOR CHARITABLE GIVING IN CANADA-Report of the Standing Committee on Finance” 2013
(9) みずほ総合研究所『平成 22 年度ベンチャー企業に対する直接金融に関する調査報告書』2011 年
(10)税理士法人プライスウォーターハウスクーパース『諸外国のベンチャー投資支援税制に関する調査研究』2011 年
(11)経済産業省 産業技術環境局 技術振興課（委託先 KPMG 税理士法人）『平成 25 年度産業技術調査事業（海外主要国における研究開発税制等に関する実態調査）調査報告書』2014 年
(12)経済産業省 経済産業政策局 企業行動課（委託先 KPMG 税理士法人）『平成 25 年度総合調査研究（諸外国の法人課税に関する調査）調査報告書』2014 年
(13)税理士法人プライスウォーターハウスクーパース『諸外国のパートナーシップ税制に関する調査研究』2012 年
(14)独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）トロント事務所『カナダ税制の概要 2014 年版』2014 年
(15)福井文威『米国高等教育財政における寄付と税制度―1960 年代～70 年代の連邦税法をめぐる大学団体の動きに着目して―』2010 年
(16)Wilson & Partners LLP “The Taxation of Partnerships in Canada” 2009
(17)フランス経済財務省“BROCHURE PRATIQUE 2014”2014 年
(18)フランス国民教育省“Guide du Crédit d 2014rships in Canada”2014 年
(19)IRAS “IRAS e-Tax Guide”2014
(20)韓国企画財政部、『ベンチャー生態系活性化のために段階別税制支援の活用と期待効果(電子資料)』2014.1.5